

獨逸に於ける職能代表  
思想及會議思想の發展

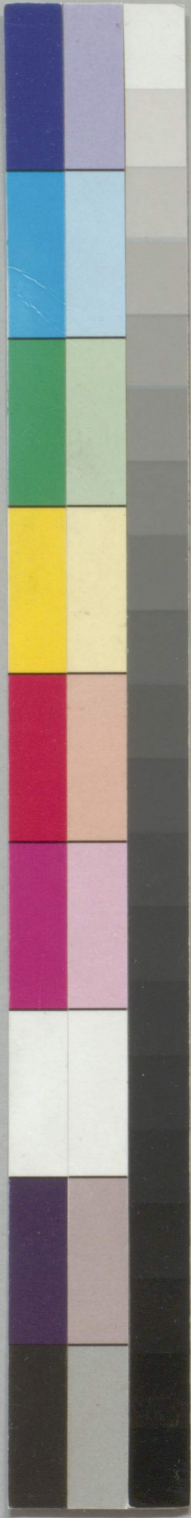
(一)  
(二)

昭和十三年七

國政研究會

N 00

群馬県  
中島



6483

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番

獨逸に於ける職能代表  
思想及會議思想の發展

(一)

昭和十三年七月八日

國政研究會

獨逸に於ける職能代表思想及會議思想の發展 (一)

目次

第一章 獨逸に於ける職能代表思想の發展	一	頁
第一節 佛蘭西革命より一八四八年の獨逸革命迄の職能代表思想	一	
第二節 一八四八年の獨逸革命より世界大戰迄の職能代表思想	二〇	
第一款 理論史的發展	二〇	
第二款 制度史的發展	四一	
第三節 世界大戰中に於ける職能代表制案	四六	
第一款 文献史的發展	四六	
第二款 一九一七年乃至一八八年の普魯西選舉法改正案	四九	

昭和十三年六月八日

第三款 右翼諸政黨の職能代制案

第四節 職能代表思想の特質及其困難性

第五節 普魯西國民經濟會議

職能代表思想の一變型

第一章 獨逸に於ける職能代表思想の發展

第一節 佛蘭西革命より一八四八年の獨逸

革命迄の職能代表思想

世界大戰を轉機とし、當時ワイマール憲法案を繞つて獨逸において各々イデオロギーを異にする諸政黨が熾烈なる抗爭、妥協を繰り返したのであつたが、其最大の難関は會議思想と職能代表思想を憲法上如何に融合するかといふ問題であつた。ワイマール憲法第百六十五條に規定する聯邦經濟會議は斯る妥協の結果として生れたものである。獨逸聯邦經濟會議の組織、権限を見る前に之れの先驅的思想をなす職能代表思想と會議思想が獨逸においては如何なる發展の跡を辿つて來たかを理論史的並に組織的に究明するは本稿の課題とする所である。

職能團體を國民代表の基礎となすと謂ふ職能代表の思想は決して新しいものではなく其原始的型態においてプラトール、アリストテレス、トーマス・フオン・アキノ、アルドヂウス等の國家論に見られる如く古い歴史と傳統を有するものである。それにも拘はらず職能代表思想が近代國家制度において政治上、法律上其具體化を見るに至つたのは極めて少く、それは幼稚な型態において多少の先例を有するに過ぎない。

古代希臘における“*Politeia*” 古代羅馬の“*Collegia fabrum*” 降つて羅馬帝國時代の“*Scholae fabrum*” は一種の身分階級（*Ständestände*）であつて近代的意義において謂ふ職能階級（*Berufsstände*）ではなかつた。故に近代職能代表思想を理解するためには此身分階級から職能階級への發展の過程を究明する必要がある。蓋中世ゲルマン國家においては個人活動、共同活動に対し國家

権力が成る可く干渉しない主義を採り、國權が國民の手に委任される傾向にあつた。かくして國民の自由活動から生じた職能團體は漸次公法的性質を有するに至り、其れは“*Craft Guild*”、“*Frucht*”、“*Shrewung*”、“*Ant*” として發達するに至つた。之等の名稱は其多樣性にも拘はらず何れも「職人ギルト」（*Craft Guild*）を意味するものにして、而して「職人ギルド」の中には單なる職人のみならず専門的商人（例へば荒物商、呉服商等）ギルドも入つてゐた。と觀て差支ない。故に此意味においても當時の「ギルド」が全然職人のみから構成されてゐたと觀念するは誤解である。但し「職人ギルド」の数は専門的商人ギルドよりも数において多く、職人と消費者の中間に仲介商人が存在してゐなかつたといふ事實が當時の經濟組織の特質と謂ひ得るのである。「ツンプト」の名稱は後にゲルマン國家にありては主として手工業團體に用ひられ、

「ギルド」は商業團體に用ひられるようになったが、英吉利、佛蘭西、露西亞、スカンヂナビア諸國においては「ギルド」なる名稱がより一般的に通用せらるゝに至り、夙に英吉利においては第九世紀に創設された「*English Knight Guild*」の如きは倫敦商人を中心として組織された「ギルド」であつて、十二世紀には織匠を中心とする手工業者「ギルド」も發達するに至り、當時「商人ギルド」の如きは商人代表の名において「*borough*」の行政にまで干與するに至つたと謂はれてゐる。

之を更らに大陸に生じた職人ギルドに就いて見るに、中世政羅巴大陸の都市には「職人ギルド」が選舉母体となつて都市議員を選出するものが少なくなかつた。一八九三年の初頭フロレンスにおいては二十一の「職人ギルド聯合」が市長及市吏員の幹部を選出したと謂はれ、又ストラスブルグにおいては市參事會が二十五

のギルド (*guild*) から選出された代表に依つて組織されたと謂はれてゐる。

當時の「ツンフト」の組織、権限について言へば、組合を組織する者は一名乃至四名の組合長であつて、之れは前任者の指命によつて就任する者であり、其下に諮問及決議機関あり、其権限の主なるものとしては労働者の管理、營業の監督、商品、商標の保護、同業者数及製品高の制限等であつて、今日の職能團體の性質と頗る相似するものがある。更らに市民の相續権、組合員間の連帶關係の維持に努めた。次いで第十三、四世紀には都市の権力階級に対する「ツンフト」の參政運動が起り、市長選舉権、武装権をも得て政治的にも軍事的にも一の獨立階級をなす迄に至つたのである。然るに中世紀末に至つて「ツンフト」は政治権力の追求に没頭するの餘り其本来の使命を忘れ、種々の弊害を惹起した結

果封建諸侯によつて其組織に重大なる干渉を加えられたのである。一方當時においては漸やく國民經濟の領域が着しく擴大したため、從來の「ツンプトル」は舊態依然たる儘では新時代の状勢に適應し難くなり、中世國家型態より近代國家への發展過程において最早其存在理由を失ふに至つたものである。(四)

一般に知らるゝ如く近代議會の前身たる中世歐羅巴諸國の等族會議は貴族、僧侶、市民の三大階級より組織せられたものであるが之等階級は一種の身分階級であつて、今日謂ふ職能階級ではなかつた。等族會議は當時においては封建的國王の一種の顧問機關であつて、其れは近代議會の祖國英吉利に見られる如く、専制君主に対する反抗的制限として成立したものである。國王の放恣なる課税に対する制限が其主なる形態であつた。こゝにおいては、等族的利益の保護、代表が本質的なるものである。従つて斯様な

等族會議には未だ一体的國民代表なる原理は存しない。こゝにおいては唯等族的利益が専制君主其他の特權社會層に対する關係において主張され保護されたいに過ぎない。

然し近代自由主義市民階級のイデオロギーは斯る状態に満足するものではなかつた。斯る等族的絶対國家への対立物としての市民的自由が獲得されねばならぬ。一七八九年の佛蘭西革命を契機として從來の「ツンプトル」の桎梏から解放され、大なる政治的、經濟的権力と自由を獲得した市民階級の勝利と共に従つて其處に示される近代議會の本質は決して等族的特權の保護ではなくして第三階級——そして其れは國民であり總てである (Stages) ——の代表である。議會は全國民の代表であらねばならぬ。こゝにおいて市民階級は組織の代りに組織されたもの、階級の代りに政黨を求めると至つたのである。近代國家の組織原理たる三権分立の



理論も斯様な發展過程において十分の意義をもち得たものである。併し乍ら獨逸では政黨制度は立憲制度とは同時に現れなかつた。古い州會の思想に対して議會の内部においては身分階級と職能階級の調和が求められた。斯かる議會内部における身分階級と職能階級の綜合は必然的に調和し難い衝突を惹起するに至り、就中其れは投票分配の問題として現れたのである。しかし自己に有利な政治闘争を行ふべき絶対多数がなかつたため、ここに彼等は政黨を求め、而して他方國內産業の急激なる工業化に伴ふ工業プロレタリアートの激増は之等の分子を政權から除外するを不可能ならしめ選挙権を擴張せしめ、かくて以後政黨制度と普通選挙は全獨逸に普及するに至つた。

翻つて等族會議思想は佛蘭西革命において甚しい動搖を受けたのであつたが、獨逸においてはウヰン會議以後復活し、一八四八年の革命により階級の後継者としての政黨の出現を見るに至る迄

には尚獨逸諸州の憲法改正において(例へば一八一八年バイエルン憲法、一八三一年ザクセン王國憲法)之を見出すことが出来たのである。即ち當時の議會組織は未だ完全なる國民的代議制度となすに至らず、舊時代の等族會議思想を殘してゐたのである。然るに此古き身分階級を新しき職能階級に代置せしめんとする運動が佛蘭西革命から一八四八年の革命に至る迄において等族會議の組織に職能代表の要素を導入せんとする試案において其以後においては政黨制度との關聯において、漸やく政治家や學者の問題となつて來た。

然らば當時如何なる人々によつて斯る提案がなされたであらうか、其代表的學者としては當時の獨逸思想界を風靡してゐた合理主義に対する闘争において最も着明な獨逸保守主義の祖リウス・スタールを擧げることには出来るであらう。彼は歴史上の政治的進

歩は等族原理の破壊にあるのではなくして等族議會が國民統一的  
代表にまで發展することにあるといつて<sup>(一)</sup>議會は五の階級即貴族  
市民、農民、僧侶、學者より構成せらるべきであるとなして<sup>(二)</sup>る  
ヘーゲルも一八一一年『Grundlinien der Philosophie des Rechts』において  
代議院は社會の各部門の利益代表によつて構成せらるべきである  
となし、商業、工業代表議員を提案して<sup>(三)</sup>る。又當時の國家有機  
體論の影響の下にカール・フォン・ロテックは一八一九年『Ueber  
über Landstände』において等族的に組織されし選舉法は公益若くは  
私益の分前の規準に従つて規定せらるべきであるとなし<sup>(四)</sup>、財産、  
職業分化による職能代表制を提案して<sup>(五)</sup>る。更らに此派に属する  
人としてはシエローセル<sup>(六)</sup>、シエミットヘナ<sup>(七)</sup>、クラウゼ<sup>(八)</sup>等の職能  
代表制論がある。

之れを要約すれば佛蘭西革命より一八四八年の革命迄の獨逸選  
舉法發達史であつたのであるが<sup>(九)</sup>、實に此時代に獨逸職能代表思想  
の萌芽が觀取されるのである、

註(一) 職能代表主義 (The Principle of the functional Representation)

は社會上、經濟上若くは文化上の職能に基く集團の存在を  
認め、之れに選舉人を介屬せしめんとするもので而して學  
者によりては或は職能を職業に限定して職業代表 (The occupational,  
or professional, or vocational Representation) 或は職能を同じくす  
るものの集團に重きをおきて集團代表 (The Group Representation)  
或は職能團體の目的を利益に求めて利益代表 (The Interest  
Representation) といふも其本旨においては相等しきものがあ

る。

- (三) 例へばプラトー *Politica u. Politikos*、アリストテレス *Adh*  
*Bücher vom Staate*, IV, VII, トーマス・フオン・アキノ  
*Summa theologiae* II, 2<sup>qu</sup>. 50 u. *de regimine principum libri*  
*quatuor*, IV, 23 *seonders* 24, Thomas V. Aquino *im Staatlichen*  
*der Götter-Gesellschaft*, V, S. 190. *Altkuina, Einleitung*, S. 38 ff  
 更らトフイヒテは其國家論 *Gesellschaftlichen Handelsstaat* において  
 生産階級、商人階級、職人階級の三階級につき論述する所  
 ある (*Jarshyden, Die Berufsstände*, S. 100  
 (三) *Charles Press, The Guild Merchant*, I, S. 81-127 商人ギ  
 ルドの發達に關し詳細な論述がある。  
 (四) *Georges Renard, Guild in the Middle Ages*, S. 56 ff.  
 (五) *R. V. Kaufmann Die Vertretung der wirtschaftlichen Interessen in der*

*Staaten Europas*, S. 28 ff

(六) 一七八九年の貴族、僧侶、市民から成る佛蘭西の *Etats-  
 generale* は其代表的なるものである。シーエスが其前年即  
 一七八八年「第三階級とは何ぞや」(*Qu'est-ce le Tiers Etat?*)  
 において貴族、僧侶、市民の三大階級から成る國民議會に  
 つき示唆深き暗示を與へてゐるが、一七九五年には革命の  
 經驗により國民議會においては此三階級は健全なる社會の  
 生活と運動に依據して行動すべきであると主張した (*Montesquieu*  
*l'Esprit des Loix*, XVIII, S. 294) 此思想系行に最も近きものとし  
 てはミラボアの *Discours et Opinion*, 1789, S. 26 ff におい  
 てシーエスの影響を見る。ミラボアが平等の概念から出發  
 し、國民議會において決定的意義を有するものは教ではな  
 く、其等族 (*Stände*) であり、此所においては 職能團體

思想は一般の普通選挙法に対立して社会経済的階級層へ大  
地主、市民等)を議會に反映せしめるための手段として顯  
れると謂ふ (Meyerhoffs, A. a. O. S. 21) ミラボの思想が後  
にブルンチユリーの職能團體選挙法に対し少からざる影響  
を及ぼしてゐる事實は觀過し得ないものがある。

(六) 其初期においては貴族及僧侶が國王に対する封建的義務  
として其召集に應じ、稍後に至つて都市代表も亦會議に列  
席するやうになつた点は注目せらるべきである。都市代表  
議員は單に都市の利益を代表するのであり、都市といふ特  
権主体の代表者に過ぎないのであつて、従つて其代表者の  
選挙は國家のために行はれるものでなく、都市といふ團體  
のために行はれ、其選挙権は都市の住民たる資格において  
行はたものである。

(六) 職能代表主義が利益代表主義、團體代表主義、部分代表  
主義として特質付けられるならば等族會議思想は現代の職  
能代表思想の母胎をなすものであると謂ひ得るのであらう。

(七) 佛蘭革命より一八四八年の獨逸革命迄の獨逸選挙法發達  
史を特質付けるものは古き身分階級による選挙に対し新し  
き<sup>職</sup>能代表者選挙法を代置せんとする運動であつた (Meyerhoffs,  
Problem der bürgerlichen Vertretung, S. 22)。

(八) 一八一八年のバイエルン憲法の中には代議院の中は Stände  
の代表として僧侶代表、又上院にも宗教関係の顯職者が任  
命された。(Meyerhoffs, A. a. O. S. 21-22)

(九) 一八三一年のザクセン王國憲法には七十五名から成る代  
議院の中二十名の土地貴族、第一院には騎士領所有者 (Land-  
fuerher, A. a. O. S. 22)

(10) ハンス・グメリンが近代的意義における職能代表レグは第十  
七世紀以来設立された佛蘭西の商業會議所であるとし、佛  
蘭西を模型として漸く他の欧羅巴諸國においても商業會議所  
が設立されるに至ったと政治辞典第一卷 (*Politisches Handwörter-  
buch*, Bd. 2/15. von Kurt Jagers u. Paul Heine, ) において謂つて  
るが、獨逸においては之は十九世紀の三、四十年代に設  
立されるに至った。其後初めて農業に関する職能團體の  
設立を觀、普魯西においては一八九四年六月三十日の法律  
により農業會議所が生れ、一八九九年七月二十六日におい  
ては帝國職業法補則により商業會議所が設立されるに至つた。  
其後一九〇二年二月四日の運輸協議會法及運輸、被傭者協  
議會法により労働代表が其同業組合の選挙により顯れるに  
至つた (*Politisches Handwörterbuch*, / 2. Aufl.) 労働代表を除

いては總て以上の諸案は或る意味において封建時代の等族  
會議思想に新しき職能代表思想を加味せんとするものでは  
ないかと解し得られる。

(11) 議會主義と政黨組織との關係に関する文献としての當時  
出版された著名な書としては、*Deinisch v. Treitschke; Historische*

*u. Politische Aufsätze*, Bd. III, 7 Aufl., 1915, S. 515 ff;

*Demolle, Partien u. Fraktionen* 1871, S. 522 ff. 531; *Demolle,*

*Parlamentarische Erfahrungen der jüngsten Jahre*, 1886; *Lehner Buchers;*

*Der Parlamentarismus*, 2 Aufl., 1881; *Adly Merkel, Fragmente zur*

*Sozialwissenschaft*, 1898, S. 98 ff; *Julius Spner; Die Gefahr des*

*Parlamentarismus für das Recht. im Archiv für öffentliches Recht*, Bd.

*XVII*, 1903, S. 219 ff; *Spener, Der falsche Parlamentarismus* 1895;

*Hans Delbuck; Regierung u. Volkswille* 1914; *David Koigen;*

Die Kultur der Demokratie, 1912; Delais; La democratie et les financiers, 1910. Burns; Corruption in American Politics and Life, 1910. Mac Koshnie, The New Democracy and the Constitution. 尚此他党組織の社會學に關しては Schöpflin, Bon und Leben des sozialen Körpers. I Bd., 2 Aufl., 1896. S. 227; Schollenberger, Politik., 1903. S. 81-109, 211-254; Klaback; Die moderne Demokratie; 1912. S. 471 ff., 599; Tempel, Deutsche Geschichte der jüngsten Vergangenheit u. Gegenwart; II, Bd., 1913. S. 158; Gneist; Die nationale Rechtsidee von den Ständen, 1894, S. 235 ff. u. 263 ff.; Michels, Zur Soziologie des Parteinens in der modernen Demokratie 1911; Categorischi, La democratie et l'organisation des partis politiques. 1903. 2 Aufl., 1912. Bryce, The American Commonwealth, 3 Aufl., 1907 等の文献がある。

(I) Stahl; Philosophie des Rechts. II Bd., 2 Abt., 3 Aufl., 1856. S. 327; 一八三七年第一版との間には Stände に対する彼の見解の変遷を觀る。即ち後者においては Stände は其意義を國家において見出すやうになつた。

(II) Stahl; A. a. o. II Bd., 2 Abt., 1 Aufl., 1837. S. 182 f.

(III) G. W. F. Hegel; Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821, S. 311

(IV) Rottsch und Mecher Staatslehren; I. Bd., Art. Abgeordnete, S. 44. 51 ff

(V) Staatslehren, S. 42 ff

(VI) Schlosser, Ständische - Verfassung. 1817. Vorrede. S. 111 f.

(VII) Friedrich Schmittbomer, Zwölf Bücher vom Staate, III Bd 1845, S. 576 ff.

(17) Karl Chr. F. Krause, System der Rechtsphilosophie. Herausgegeben von

Röder. 1874.

(110) Herfahrt, Das Problem der bauptamtlichen. Darstellung. S. 22

第二節 一八四八年の獨逸革命より世界

大戦迄の職能代表思想

第一款 理論史的発展

一八四八年の獨逸革命を轉機とし、第十九世紀から世界大戦に

かけて初めて近代の意義における職能代表制に關し、學者及實際  
家より種々なる提案あり、當時においては此問題に關し理論史的  
にも文献史的にも相當の發展を示してゐる。

先づ理論上の問題として之れを見れば當時獨逸職能代表思想に  
對し決定的影響を與ふるに至つた思想は二つある。一は自然法學  
說に基く國家有機體說<sup>(1)</sup>であり、二は新職能國家論の最も著名な代  
表者である佛蘭西の國家哲學者兼政治史家シモン・デュシスモンチ  
の職能國家論<sup>(2)</sup>である。以上の思想に基いて當時獨逸において左の  
如き職能代表制論が公表されるに至つたのである。  
ア、アトレンスは一八三九年「自然法講義」<sup>(3)</sup>において國家を以て  
人間生活の目的實現のための一種の組織と觀、更ら一八五〇  
年彼の自然法學說の普及版とも觀らるべき「有機的國家論」に  
おいて國家は法規範を實現するため存在するものとなし、<sup>(4)</sup>此

思想はカントの國家觀(五)に導かれるものであると考へられる人  
間は各種社會に生活し、各人の職業によつて特定の職能團體に  
所屬してゐるが故に代表は二重の意義において肯定せられなけ  
ればならぬ、と結論した。即ち第一は國家統一原理としての國  
民代表であり、第二は職能代表である。かくて彼は第一院にお  
いては地域代表主義を採用し、第二院においては職能代表主義  
を採用すべきことを提案したのである。即ち第一院の地域代表は  
縣、市町村代表であり、之れに反し第二院の職能代表は宗教團  
體、學者、藝術家、學校所屬員、農業、森林學、鑛業、工業、  
商業、裁判官、行政官、辯護士、軍人の代表者から構成せらる  
べきである(六)。  
ニ、アーレンスと同様な見解に立つ人としてはウインターがある。  
彼は一八五二年「獨逸將來における國民議會」において國家を

以つて社會生活保護のための組織となし、國家における凡ゆる  
市民は選挙權を有すべきであるとなし、然して各職業部門内部  
において、貴族的要素と民主的要素を有する二の階級を區別し  
た。即ち農業においては、地主と農業労働者、工業においては工  
場主と職工、商業においては大商人（問屋）と小賣商人を區別  
し、之等の者は總て職能代表として議會に送らるべきであると  
なした。以上の者を彼は物質的職能團體(七)と指稱し、之れと並ん  
で學者僧侶よりなる精神的職能團體代表をも議會に送るべきで  
あると提案したのである。

(三)、プランクは一八五二年以來職能國家に関する彼の見解を披歴  
したのであるが、其の出発点は政治の領域においてではなく經  
濟的及社會道德的領域においてあり、かくして彼は個人の利  
己主義の上に築かれた個人主義的經濟秩序を批判しつつ、斯る



經濟秩序に代るものとして職能團體に基礎を置く新社會秩序及  
國家体制としての職能國家を要請したのである。職能代表によ  
つて初めて國家の道德的使命は遂行されるのである。(九) 之れに  
關聯しつゝ職能團體を一の自治團體に迄發展せしめようとした  
試みにおいて彼の提案は興味深いものがある。(一〇)

(四) 當時において職能代表を最も体系的に説き、新しき國民代表  
の型態として主張したのは恐らくレヴィタであらう。彼はダー  
ルマン、ロテック、シヌモンヂ(一一)の影響の下に一八五二年「現代  
代表國家の有機的構成における議會」において職能代表制を提  
案してゐる。即ち彼に依れば議會においては凡ゆる利益と團體  
が代表されねばならぬ。例へば農業においては、地主、小作人、  
日傭人の如く、此他彼は外國貿易における代表者、國內商業、  
手工業者、企業家、各種労働者、教會、學士院、辯護士、教員

團體、医師、學者の代表を提案してゐる。(一二)

(五) レヴィタと同時代にカリヴァウスも亦五の主なる等族による  
選挙人編成を提案し、其内部において更らに収入高による階級  
分化をつくり、特殊利益代表を提案するに至つた。(一三)

(六) モールは一八六〇年「國法、國際法、政治學」において地域  
代表と並んで職能代表を提案し、此所から真正の議會が出發す  
るのであると謂つてゐる。彼は職業階級を教會、學術に基く精  
神的利益階級と地主、工業家、商業家、労働者よりなる物質的  
利益階級に區別し、之れと並んで地域代表は各普通選挙により  
州、縣、郡、市町村の地方團體之れを選出すべきものとなした。(一四)  
七、ブルンチユリも亦ミラボールの影響の下に普通選挙法を以つて  
「父の上に子を、親方の上に職人を、老人の上に青年を、富者  
の上に貧者を置くもの也」(一五)と稱し、之れは大衆に媚びつつ同

時に大衆を欺くものなりとし、斯る選挙法においては<sup>二</sup>社會の有  
機的關係が欠如してゐると指摘し、既に一八五二年「選挙法」  
及「一般國法学」において職能團體思想を顕示してゐる。即ち  
普通選挙法においては國民の種々なる利益が保障されるもので  
はないから、之に代うるに、財産、教育、年令等に基く職業階  
級分化による職能代表選挙法を提案したのである。<sup>(三)</sup>  
い、フランチは一八七九年「社會、國家及國際組織に関する指導  
原理としての聯邦主義」において、議會主義の危機に関する現  
實の解決策は重要なる等族、職業を背景とする有機的團體を議  
會の構成に導くことにあると主張し、<sup>(四)</sup>代表せらるべき者として  
彼は大地主、農民、商人、手工業者、一般労働者、鑛山労働者  
を挙げ、之と並んで精神的職業代表としては辯護士、医師、藝  
術家、著述家、學者を挙げてゐる。此他マルチス<sup>(五)</sup>、ブユツヘ<sup>(六)</sup>

グレツツア<sup>(七)</sup>等も亦職能代表制を提案してゐるが、是等の職能  
代表制論の中には等族代表制の殘滓尙存在するを觀過し得ない。  
四、更らに職能代表主義は、十九世紀末葉において從來の議員選  
挙制度をして當時の政治的經濟的社會的新事情に適應せしめん  
がためシエフレの提案した所である。彼が職能代表を行政法的  
見地から考察した第一人者であり、奧太利の實際の國務に携は  
り乍ら其理論を實踐的問題に結付けて展開してゐる点において  
特色を有してゐる。<sup>(八)</sup>就中彼は職業會議所を國家の政治の軀軸と  
して利用せんとし、職能團體による職能議院の建設を提案する  
に至つた。<sup>(九)</sup>先づ彼は一院制において議員總数の三分の二は普通  
直接秘密投票<sup>(一〇)</sup>により、殘りの三分の一は之れを二分し、其一は  
職能代表、其二は地域代表から構成せらるべきであるとなし、<sup>(一一)</sup>  
而して職業階級は之を經濟的階級及非經濟地階級とに分ち、前<sup>(一二)</sup>

者には農業、商工業、手工業、労働者は属し、<sup>三八</sup>教會、大學、医  
 師、辯護士は後者に属すと謂ふのである。<sup>(三五)</sup>之等代表は彼れに依  
 れば完全性、比例性、獨立性、適任性（適材適所主義）の四の  
 根本原理を充すものであると<sup>(三六)</sup>蓋此言は現代職能代表論に關聯  
 して傾聴すべきものあると考へられる。

回、ゲルネ<sup>(三七)</sup>畧々同様な見地に立つて一層具体的に職能代表選舉  
 制の確立を提案してゐる。先づ彼は議員總数を四百名とし、其  
 内二百名を政治代表とした。政治代表は郡會、縣會、各郡議會  
 において少くとも三ヶ年間議員たりし者にして各郡議會の選出  
 にかゝる者であり、政治問題の解決を主たる機能となしたので  
 ある。之れに反し他の二百名は之を経済的、社會的代表となし、  
 各種の職業團體をして定員数を限り各團體別に之れを選舉せし  
 め、其協議に基いて經濟的社會的問題の解決に當らしめんとし

たのである。而して各種の職業團體の選出すべき議員定数の規  
 準を職業團體加入者数、職業團體員總数の年收入總額、國民經  
 済における職業の地位の三点に求め、左の如き實際的計算を基  
 礎として職能代表制の確立を提案してゐる。即彼は職業を價値  
 順位に基き、農業、工業、商業、資本收益業に分ち、一八九五  
 年における獨逸帝國人口約五一、〇〇〇、〇〇〇中、獨逸營業能  
 力を有する者二〇、〇〇〇、〇〇〇を左の統計に求め、

(第一表)

職業別	人口	百分比
農業	八、二五〇	四一・二五
工業	八、二五〇	四一・二五
商業	二、二五〇	一一・二五
資本收益業	一、二五〇	六・二五

次に同年における獨逸帝國々民の總收入額を約二百三十億萬マ

クとなし、其内訳は

(第二表)

職業別	農	工	商	資本収益業
總収入額	七、五〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇
百分比	三二・〇〇	三二・五〇	一三・〇〇	二〇・〇〇

なるを以て、第一、第二表の百分比を加算し(例へば農業に於いて之れを觀るに、四、二五に三二・〇〇を加へた結果七三、二五となる如く)

(第三表)

職業別	農	工	商	資本収益業
加算数	七三、二五	七六、二五	二四、二五	二六、二五
百分比	三七・〇〇	三八・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇

となる。而して彼の所謂農業、工業、商業、資本収益業價值四段階説に基き、資本収益業が國民經濟に占むる地位を一となし、順次之れに〇・二五を加えて第四表となしかくして第四表の換算数に第三表の百分比を乗ずれば第五表となる。

第四表

職業別	價值数	換算数
農業	一・七五	七
工業	一・五〇	六
商業	一・二五	五
資本収益業	一・〇〇	四

第五表

職業別	数	百分比
農業	二五九	四三
工業	二二八	三八
商業	六〇	一〇
資本収益業	五二	九

かくて

農業 四三 工業 三八 商業 一〇 資本収益業 九

の二倍即

農業 八六 工業 七六 商業 二〇 資本収益業 一八

が職能代表議員の定員数である。

(五) 更らに第十九世紀後半から二十世紀に亘つて職能代表制に関

し種々なる提案を覩るに至つた。先づ其代表的なものとして、

ヒルシエフェルド<sup>(三八)</sup>は選挙人を六職能団体即ち、農業、森林業、

(一)、工業、(二)、商業、交通業、(三)、賃銀労働、(四)、自由職業及

官吏、(五)、無職に分ち、ウノルド<sup>(三九)</sup>は法律的に規定されし職能團

体から普通平等直接選挙により代表者を選出することとし、全

國を一〇五の選挙区に分ち、各選挙区から五名宛の職能代表議

員を選出することを提案したものである。五名の中一名は學界

代表、他の四名は各選挙区において重要な職能団体から選出

するものとした。

(六) レオ<sup>(三〇)</sup>も亦一九〇七年代議院に提出した普魯西選挙法改革案の

中に職能団体を(一)、農業、(二)、商業、工業、営業、(三)、自由職

業、官吏の三團體に分類してゐる。此他フエーレ<sup>(三一)</sup>ノルクス<sup>(三二)</sup>

シユミツツ、<sup>(三三)</sup>ギビヘンフエルス、<sup>(三四)</sup>ウイーヘル、<sup>(三五)</sup>ゲオルギ等の提  
案がある。實に一八四八年から世界大戦に至る迄の間、初めて  
獨逸職能代表思想が其理論的基礎を確立したといふも過言では  
なく、又此時代に古き等族會議思想は新しき職能代表思想に其  
地位を譲らざるを得なかつたのである。

註一、一八四八年迄の獨逸選挙法発達史は職能階級のそれでは  
なく身分階級のそれであつた *Verfassung*; *Probleme der Verfassung*  
*Verfassung*. 8. 22)

二、當時の自然法の基礎の上に成立した有機的國家論に就い  
ては *Karl Oth. von Krause*; *Naturrechts*. 1828, 8. 177, 189. auch  
*System der Rechtsphilosophie*, Neuauflage 1874. の中に有益な論述

がある

三、*Ximier*; *Études sur les constitutions des peuples libres*, 1836. préface.  
P. 111. *Deutsche Übersetzung im Schöpler Forschungen über Verfassungen der*

*freien Völker*. 1857. Vorwort des Übersetzers. 8. 24.

彼が多数代表を以て一階級が他の階級を圧迫する選挙法で  
あるとなし、之に代ふるに職能國家論を提唱し、國家生活  
の基礎に依據して階級の和解が試みられねばならぬと強調  
してゐる (*Verfassung*, 2. a. 8. 43 ff.)

四、此着は有機的選挙法を提案し、後幾多の學者(例へばウ  
ィンターの如き)に影響を及ぼしたものである。(*Verfassung*  
*Probleme der Verfassung*; 8. 28)

五、アーレンスの國家觀は種々なる点においてカントのそれ  
を継承するものではないかと思ふ。 *vgl. Kant, Über den*

- Gemeinspruch: "Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis" (Gamm. Schriften. 1912. Verlag G. Reimer, Bd. 8, S. 298); "Wenn die alte Macht geachtete gilt, die zunächst auf die Gleichheit seit (die Volksherrschaft der Bürger, die Beteiligung u. dgl.) gerichtet sind" (X) (X) 主権は市民憲法建設の目的としてはなく法状態を外敵に対して確保する手段として表はれるのである。Tonkegelen; Berufstände, S. 114. Anm. 3)
- X' Ahrens, Naturrecht, II Bd, 6 Aufl, 1871, S. 377, 385. Vgl. Staatslehre, S. 165.
- X' Aug. Wintor, Die Volkvertretung in Deutschland Zuberhft. S. 110
- X' Wintor; A. a. O., S. 72 ff.
- X' Karl. Christian Plank, Testament eines Deutschen, 1881, 2. Ausgabe, S. 581.

- 10' Plank, A. a. O., S. 624, 629, 632, 638,
- 11' Idengabdt, A. a. O., S. 45.
- 11' Karl. Levita, Die Volkvertretung in ihrer organischen Zusammensetzung in representationen Staat der Gegenwart, 1852, S. 222. 註 意すべきは彼の職能代表は國家意思の擔荷者としてではなく政府と並立するものと考へられる (Volkvertretung; S. 239)
- 111' H. M. Chalybäa, System der spekulativen Ethik, 1850, II. Bd, S. 282.
- 1111' R. V. Mohl, Staatsrecht, Völkerecht u. Politik. 1860. Bd I, S. 361 ff.
- 1111' Bluntschli, Allgemeine Staatsrecht, 1852, S. 283. Deutscheren Staatswörterbuch, Bd XI, 1870, S. 136.
- 1111' Bluntschli, Politik als Wissenschaft, 1876, S. 452, 422.
- 1111' Conation Strong; Over Federalism as the Leitende Motiv für Abgeordnete 註

staatliche, international Organization, 1879, S. 121 ff. 更 5 ↓ über  
untergang der alten Parteien u. die Parteien der Zukunft, 1878 ↓ ff  
「こも同様な見解を示してゐる。

15. Martins, Zur Umpolung der Interessenvertretung in Industrie u.  
Handwerk, über alle; Verine zur Wahrung der Interessen der Chemischen  
Industrie, S. 447 f.

12. Steinmann - Bücher, Die Berufsstände u. ihre zukünftige Stellung  
im Staate, 1886.

10. Pratzel, Die Organisation der Berufsinteressen, 1890.

11. Schäßler, Das Problem der Wirtschaftskammern in der Zeitschrift,  
für d. Gesamtwirtschaftswissenschaft, Bd. 51, S. 134.

11. Schäßler, A. a. O., S. 27, 13, 24, 306 f.

11. Schäßler, Das Deutsche Kern- u. Zeitfragen, Bd. 1, 1894, S. 136, 143.

11. Ebenda, S. 124 ff.

11. Ebenda, S. 145.

15. Schäßler, Verwertungsproblem im Zeitsch, f. d. ges. Staatswiss.,  
Bd. 50, S. 54

17. Göerne, Das Repräsentativsystem der Zukunft, 1898, ↓ 60-70 職  
能代表選挙制に関する具体案を展開してゐる。

11. L. V. Hinckfeld, Die proportional Berufswahl, 1885, Tenbrun,  
Berufstände, S. 126,

17. Unkl, Ein neuer Reichstag Deutschland Rettung, 1897; Die  
höchsten Kulturaufgaben des modernen Staates, 1902; Organische  
Staatsaufbauung, 1912; Deutscher Bürgerstaat in Deutschland  
Erneuerung, 1918, S. 49 ff.

10. E. Leo, Wahlrecht und Berufstände, 1907, Tenbrun,  
三九



Besuchstunde, S. 126.

III - Hülle, Das neue Reichsgesetz, 1896.

III - Nothens, Gegen den Strom; Moderner Parlamentarismus oder

berufständische Vertretung? 1904.

III - Schmidt = Gieseler, Das Problem einer organischen Vertretung

(politisch = Anthropologische Monatschrift, Februar u. März, 1912).

Historisch = Politische Blätter für das katholische Deutschland, Bd. 149.

Heft 7 ff., 1912; Kooperativ = Territoriale oder individualistische

zentralistische Vertretung?

III - Nieckel, Berufswahlvereine, Vorschläge zur Umgestaltung des

Sachlichen Landtagswahlrechts u. zur Neuabgrenzung des Reichsgesetzliche

1903. 此着は一九〇四年ザクセンの職能代表選挙法改革を

前前にして書かれたものであり、選挙法改革に対し幾多の示唆を興へるものであることは謂いふ

III - <sup>は</sup>George, <sup>は</sup>Gesetz. Reform des Wahlrechts für die zweite Sachliche Kammer, 1906.

## 第二款 制度史的発展

次に之れを實際上の問題として考察する場合、斯る職能代表思想の影響は世界大戦に至る迄左の獨逸諸邦において憲法上或は單なる提案として或は選挙法の規定として問題視されてゐる。一九一三年のアンハルトの選挙法<sup>(1)</sup>は四十六名の代議士の中二名の勅任議員と並んで多額納税大地主八名、商工業に関する多額納税者五名、商業 || 農業 || 手工業 || 労働會議所代表各一名、都市代表十六名、Platten 地方代表十一名、而して都市及地方代表は階級選挙に依るものとした。ブラウシユワイグ州議會<sup>(2)</sup>においては普通選挙による三十名の議員と並んで十八名の職能代表議員が規定された。一八九九年五月六日の選挙法<sup>(3)</sup>即僧侶二名、大地主四名、経営業者三名、學者四名、多額納税者五名である。ザクセンにおいて

は一九〇四年の第二院改革において職能代表選舉法は採用せられるに至つた。而して其選舉法は年齢、兵役義務、土地所有、収入高、教育程度による制限選舉法にして、四十八名の代議士中三十五名は職能代表選舉によりて選出される者にして、其内譯は商業會議所十名、産業組合及小賣商人代表十名、地主及小作人代表十名である。一八四八年バイエルンにおいては政府は代議院に職能代表として大地主代表三十二名、其他の地主代表四名、大都市代表十七名、商業、工業代表二十四名、僧侶代表十二名を送るべしと提案し、バイエルンにおいては又其以前既に一八五四年の選舉法改革試案の中にも職能代表思想を見る。更らに二十世初頭においては職能代表議員を第一院（上院）に入れんとする試みが左の獨逸諸邦において憲法上規定せられるに至つた。即一九〇四年八月二十四日のパーデン憲法によれば商業會議所代表三名、農

業會議所代表二名、工業會議所代表一名、一九〇六年七月十六日のヴエルトンベルグの憲法によれば商業、工業代表二名、農業代表二名、手工業代表一名、一九一一年六月三日のヘッセン憲法によれば商業、工業代表一名、農業、手工業代表各一名、一九一一年五月三十一日のエルサス・ロートリンゲンにおいては商業會議所代表四名、農業會議所代表六名、工業會議所代表二名を規定し、更らに一九〇八年以來メツケレンブルグ邦憲法に際しても職能代表制に関する提案がなされてゐる。

註一、*Tamheymen, Die Berufsstände*, S. 134.

二、*Tamheymen, A. a. o. S. 135.*

三、ザクセン王國第二院の等族代表的構成に関する提案の覺書に於ては *Recht 24 an die Stände, Sachliche Landtags =*

*Abten, 1903/04, Bd, II, Nr 24. Bericht der Gesetzgebungsdeputa-*

tion der zweiten Kammer über das Gesetz 24. Sächsische Landtags-  
 Akten 1903/04 Bd II. Nr 232. 政府原案についてはDankschiff  
 über das Wahlrecht zur 2. Kammer der Ständeversammlung im  
 Königreich Sachsen vom 31.12.1903. 此一九〇三/四年の選挙法  
 改革を繞つて種々なる私的提案もなされたが其中でウー  
 ルの提案の以つて尤たるものと謂ひ得よう (Stieckels,  
 Benutzklassen - Wahlkreis. 1903)  
 四. Verfassung, A. a. O. S. 32-33; Vgl. Seydel, Bayerisches Staatsrecht,  
 2. Aufl. 1896, Bd. I, S. 412 f.  
 五. Jagow u. P. Hesse, Politisches Handwörterbuch 1923. I, Bd. S. 215  
 K. E. Waly, Das Staatsrecht des Großherzogtums Baden im das öffentlichem  
 Recht der Gegenwart. S. 64-66.  
 K. Götz, Das Staatsrecht des Königreichs Württemberg im das  
 Recht der Gegenwart. S. 64-66.

öffentliche Recht der Gegenwart. S. 109-114.  
 5. W. V. Colker, Das Staatsrecht des Großherzogtums Hessen im das  
 öffentlichen Recht der Gegenwart. S. 44-46  
 2. Politisches Handwörterbuch. Bd. S. 215  
 10. Vgl. H. V. Ostgen, Leppin, Stände, Berufstände u. Koryphäenwahlen  
 als Grundlagen der Verfassungsverteilung mit Bezug auf Mecklenburg beleuchtet.  
 19. 3. S. 16, 37 f. 50 f

附記. 貴族院改革問題第十一輯一九頁九行の商業、工業、農  
 業、手工業代表各一名を商工業二名、農業二名、手工業  
 一名に、二十二頁五行の商業、工業、農業、手工業代表  
 各一名を商工業一名、農業一名、手工業一名に訂正す。

### 第三節 世界大戦中に於ける職能代表制案

#### 第一款 文献史的発展

世界大戦中は職能代表制に関し、ウエルチユ、ピロテイ、ハウノ  
 ルド、ウリーク、フランク、スラヴィチエツク、シユミツヅリギ  
 ビ、ヘンフェルス、マルクス、ツグラー、リッター等より種々なる  
 提案ありしが、ここにおいてはウエルチユ、ピロテイの思想を紹  
 介するに留めて置かう。

ウエルチユは其著「有機的民主政論」(Organische Demokratie, 1918)  
 において政黨制度と非有機的民主制度の克服を企圖し、社會學的  
 立場から國民意思を一の有機体と見、議會は斯る國民の眞の意思  
 を代表せねばならぬとし、このために彼は三つの可能なる段階を  
 區別した。多教決、機械的調整、綜合即有機的新創造之れである。

斯る観点からウエルチユは議會は経済的、文化的、職業的利益團  
 体の代表者によつて個別的に構成されねばならぬとした。ここに  
 所謂文化議會 (Kulturparlament) 經濟議會 (Wirtschaftsparlament)、

職業議會 (Berufparlament) の萌芽を見る。同じくピロテイが一九  
 一八年上院改革案において上院構成を三等分し、其一を經濟、其  
 二を精神労働、其三を地方自治團體代表となし、上院をして凡ゆ  
 る政治的、人格的價值關係、國民及各社會層の完全なる複合態た  
 らしめんとしたものである。

註一、大戦中の職能代表の文献として主なるものを擧ぐれば、

Arnold, Deutscher Bürgerstaat (Deutschland Erneuerung, Januar, 1918.

Polenitzke im Tag, 1818. Nr. 193. 208. 220. Zwischen, Graf Stolberg -

Wernigerode); Kriech, Die Deutsche Staatsidee, 1917, S. 195 ff;

Revalke, Das preussische Volkrecht (Europ. Staats = u. Wirtschaft =

Zeitung, 1917. heft. 10. Bessel; Berufsstände Vertretungen (Europ.  
Staats = v. Wirtschafts Zeitung 1917. heft. 19); Oskar, A. H. Schmier,  
Das wirkliche Deutschland, 3 Aufl, 1915, S. 339 ff; Bessel, pol. the  
Verhältnis an Deutschland 1916. S. 421. Mathild Planck, Der Bewe-  
rstaat nach der Rechtslehre. 1918. Heyck, Das Deutschland von  
heute. 1917; Bessel, Parlament oder Volkvertretung? 1918;  
Slowitzki; Berufsständische Volkvertretungen (Deutsche Arbeit, Monatschrift  
für des geist. Leben der Deutschen im Bohmen, Juli, 1917. Schmidt =  
Gibichenfels, Die staatsrechtliche Forderung des Tag (polit. Anthropol.  
Monatschr., 1917. S. 449 ff.). Historische = Politische Blätter für  
das kathol. Deutschland, Bd 159. Heft. 1. 1917; Die innere  
Unmöglichkeit einer Volksregierung; S. Marx, Das organische  
Staatsprinzip, 1917; H. E. Ziegler, Republikanische Staatsverfassungen,

1917; Ensin, Ritter, Auf dem Wege zum Volkstaat. 1919,  
Kerfahdt, Problem der Berufsständischen Vertretung. S. 97 ff.  
Jansheyden, Berufsstände, S. 244. Ann. 2. Archiv d. öffentlichen  
Rechts, Bd 38, S. 103 ff. 斯る職能代表議會の提案に  
E. Kuhlmann, das Recht d. gesetzlichen Berufsvertretungen. 1908. S.  
104 ff; Stier-Somlo, Vom parlamentarischen Volkrecht. S. 239.

## 第二款 一九一七年乃至一八年の普魯西 選舉法改正案

併し以上之迄論述し來つた職能代表思想が大戦中政治上の問題  
となつた事例としては次の二つを擧ぐれば足りるであらう。

其一は一九一七年乃至一八年の普魯西選舉法改正案<sup>(一)</sup>であつて、

當時所謂三級選舉を採れる衆議院 (*Dreiklassenparlament des Abgeordnetenhauses*) に普通平等選舉法を採用し、之れに對して貴族院を職能的に構成すべしとなすもので、職能議會を以つて政治議會を抑制せんとしたものである。即貴族院議員總數五一〇名中一五〇名の勅任議員と並んで一五二名の職能代表議員を送らんとするもので、其内譯は、農業會議所、商業會議所、手工業會議所の推薦に係る農業代表三名、商工業代表三名、手工業代表一二名計八十四名からなる大經濟的職能代表 (*Vertreter der grossen wirtschaftlichen Berufstände*) 及商工業に関する企業家代表三名、學問及宗教代表各一名の職能代表が提案された。其後委員會においても貴族院の職能的構成の問題は議員間において熱心に論議されたのであるが、此間特に頭着なる提案として、勅任議員七十五乃至一〇〇名と並んで辯護士會六名、醫師及齒科醫師會六名、藥劑師、獸醫各一名、官吏六名、教師六名、

技師六名、教育、感化院、新聞、文學代表六名、家事使用人六名、労働者六名 (又は十二名) に関する職能代表の提案である。後委員會は各職能團體の代表者數を若干変更するに至り、手工業代表十八名、労働代表十六名、雇傭者代表十二名、官吏六名、教授六名、教員六名、技師三名、藝術、文學、新聞代表三名、商業會議所の推薦に係る商工業代表六名とした<sup>(三)</sup>。以上の提案中注目に價するものは其構成において労働代表を承認したといふ点である。此案は衆議院においては一九一八年六月十二日、貴族院においては同年十月二十四日に通過したのであつたが、一は衆議院に職能代表制を採用せんとする保守党<sup>(四)</sup>の反對に遭ひ、二は革命の勅發により實現を見ずに終つた。

註一 *Jahnkegen, Die Berufstände, S. 136—143*

二 *Jahnkegen, A, a. O. S. 138 f*

四、即代議院議員四五。名中、二三六名は制限選挙、残りの二一四名は職能代表に基く——直接選挙にして、之れが實施に當つては普魯西全選挙人団体を獨逸帝國の職業統計に倣つて(一)農業、(二)林業、(三)園藝、(四)漁業、(五)工業、(六)手工業、(七)商業、(八)交通業、(九)官吏、(十)自由職業の三グループに分ち(一)グループは各二十九、(二)グループは十三の選挙區に分たれ、(三)グループより各八十七名、(四)グループより四十名の職能代表議員を選出せんとするといふのである。(Imperium, A. v. S. 140f.)

### 第三款 右翼諸政党の職能代表制案

其二は獨逸聯邦に二院制度を採用し、聯邦議會 (*Reichstag*) に對する聯邦參議院 (*Reichsrat*) は之れを改造して、各邦政府代表者と並んで各種職業團體の代表者を以つて構成をすべしとなすもので右翼諸政党の主張した所である。之れは法律案となるに至らなかつた。之れ政黨議會の獨裁を廢し職能代表思想を實現するためには最も有力な提案として當時最も問題視せられた改革案である。現代の獨逸學者にしても職能代表思想を強調せる者にシユパン<sup>(一)</sup>、ハイリツヒ、<sup>(二)</sup>アンドレ<sup>(三)</sup>等一群の學者がある。茲においては獨リシユパンの説に簡単に觸れておきたい。シユパンは其独自の全体主義的國家觀の立場から職能代表の基礎に立つ國家型態を以つて最善の政治型態と見、職能團體によつて有機的に結成された國家に

五  
おいて初めて経済の指導者が同時に政治の指導者となり、職能團體の指導者は總て外部に對して政治的経済的利益を代表し、ここにおいては民主主義の弊害は除去され、自由主義的民主主義的無政府主義的混乱の餘地が無くなり、大衆の代りに専門的職業につき凡ゆる関係者が権威ある連帯をなし、ここにおいて初めて活潑に政治活動は営まれるものとなしてゐる。

註一、O. Spann, *Der Wahre Staat*, S. 288.

二、其代表的著作としては W. Heinrich, *Das Ständesystem*.

三、W. Andree, *Der Städtestaat und Staatssozialismus*.

四、此他尚當時における職能代表制に関する文献としては、

Braunweiler, *Berufstände und Staat*;

Arnold, *Kulturaufgaben des modernen Staats, Organische Staatsaufbauung*,

*Deutscher Bürgerstaat in Deutschlands Erneuerung*;

E. Leo, *Wahlrecht u. Berufsstände*;

Wischel, *Berufsklassenwahlrecht*;

O. Georg, *Zur Reform des Wahlrechts für d. 2. sächsen  
Kammer*;

Fabius, *natürliches Wahlrecht*;

Kriick, *Der Deutsche Staatliche Ja der Europ. Staats-u.*

*Wirtschaftszeitung*, 1917. Sept, 19,

特に一九一八年革命以後の獨逸職能代表に関する文献の主要なるものとしては屢々例示した *Tourneyron, Die Berufsstände, Kernpunkt, Das Problem der Berufsständischen Vertretung* がある。



#### 第四節 職能代表思想の特質及其困難性

併し職能代表思想<sup>(二)</sup>そのものは保守党の提案にかかると如く必ずしも保守的なものとは限らない。例へば佛蘭西におけるサンヂカリズム、英吉利におけるギルト、ソリアリズム等の如く社會主義運動の中にも斯る傾向を見るのであるが、獨逸に於いて世界大戰に至る迄は専ら保守的方面から主張せられて居た。

序で乍ら、職能議會は如何なる理由によつて支持されるに至つたかについて一言するに、近代國家の議會が既に論究した如く中等族的職業代表より地域代表への移行を示してゐる。現代に於いて議會主義改革に關聯して職能代表制を提唱する者があるが、之には地域代表の萬能を排すべき根據と職能代表を積極的に要求す

る主張が隠されてゐる。地域代表が意思代表、全体代表、個人代表を特質としてゐるが、個人代表が近世市民生活の指導原理たる個人主義の要求に合致し、意思代表と全体代表が近代國民國家の統一の要請に合致した事に想到するならば、近代の様に交通が發達し、國民連帶意識が強化されるにつれ地方的特殊性というものは近代國家成立以前におけるが如く重要性を持ち得なくなつて来たのは争はれない事實である。特に各種の經濟的利益團體が發生し、職能的若くは階級的對立が顕著となれば益々地方的特色が減るのである。殊に地域代表制に於いては選舉人と代表者との一般の關係は當然稀薄となるを免れないのみならず實質に於いては代表者は各選舉區若くは國民の一部特殊利益を代表する結果にもなり、斯る名實伴はざる欠陥は各種職業團體利益の強調せられるに及び一層大きくなつて来たのである。之れ職能代表制を要請せしめた

消極的理由である。

次に職能代表制賛成論者が積極的理由として挙ぐる所は第一に職業的利益の共同性が著しく飛達し来つたことである。職業的利益の共同性は或る程度迄何時の時代にも認めらるるのであるが文明生活による交通の發達は地方的距離の制約を除去し、同一職業團體の結合と交渉を促進し、以つて職業團體の勢力を著しく強化せしむるに至つたのである。第二には産業社會における組織の發達である。資本主義社會の發達は當然に企業單位の擴大を齎らし、此單位の擴大は共同利益團體の強化と相俟つて經濟組織の發達を促したのである。即株式會社における投資者の組織、労働組合組織、カルテル、トラストにおける大企業の組織、中商工業組合組織、消費組合組織、農業組合組織、自由職業團體の組織等之れである。之等の組織は職能團體自治の精神の發達を促し、國家による經

濟社會の統制を可能ならしめたものである。第三には中世から近世への移行においてテンニースの所謂共同社會的 (*gemeinschaftlich*) 紐帶に代つて、利益社會的 (*gesellschaftlich*) 紐帶が愈々重要性を加えるに至つたといふ事實である。此傾向は利潤獲得の社會たる資本主義社會においては當然である。第四には勞資の對立及階級闘争の激化である。斯る傾向は特に大戰直後における世界共通の顯著なる傾向であつたのであり、現代國家が之れによる分裂を防止せんがため従来稍もすれば無視せられてゐた労働階級の利益を擁護すると共に兩者の紛争を少からしめんとしたものである。第五には國家の經濟的機能及經濟的社會的立法の必要が増加した結果國家の立法的作用は著しく専門的知識を必要とするに至つたといふ点である。此他之れによつて職業的政治家を排斥し得ること、候補者の能力を知る機會の多きこと等が挙げられてゐる。實に現

代における職能代表論は之等の客觀的事情を背景として説かれたものである。

扱て職能代表は右に指摘したやうに一見極めて適切のやうに考へられるが其實、更らに一步進んで究明するならば、次の如き困難性が隠されて居る事實を觀過してはならない。第一には全体の代表に非ざるため一般的利益が顧みられないこと、勢ひ特殊利益に拘泥する結果混乱と對立を生じ、職能団体幹部の横暴を生じ易い、現在の労働組合が之れを証して余りある。かくて党弊は甚だしくなり、選挙民の意思を適當に代表するやうな人物の當選も困難となる。第二には職能代表が特殊問題の審議については有効なること謂ふまでもないが、一般的問題の討議決定については適當ではない。第三には仕事から仕事へ、産業から産業へと急速に移動する労働者の移動を測定する事は困難である。特に不熟練労働者

働者の移動に於て然りである。第四には職業的少数者は代表者を選出し得ない懼れがある。少数者の無視といふ事實は地域代表以上に甚だしいものがある。蓋地域代表は一般的利害に関するが故に實質的に無代表に終ることはない。併し職能代表に於いては利害が密接である結果全然代表され得ないといふ懼れがある。第五には選挙民は自己の所属団体以外から代表者を選出することは出来ないといふ点である。最後に選挙民を職能的に如何に分類するかといふ技術上の困難が生ずる。即一般に用ひられてゐるやうに同種の職業に従事する職工、共通の生産を作り出す産業労働者、関係産業の合同、共通の原料を使用する産業といふが如き分類に依るも或る職業が右の何れに属するかは判然としない。特に或る個人の職業が何であるかに至っては一層明瞭を欠くものである。選挙の際に當つては選挙区内の總人口、選出さるべき代議員数、

労働力の職業的分布等の可変計数が明らかにならねばならぬから  
地域代表選挙法においては地圖と人口とさへ分れば準備が整うの  
に比し職能代表において技術上幾多困難な問題が生ずる。ここに  
おいて斯る欠陥を回避するため職能議會の機能を純諮問的なるも  
のに制限する事が考へられる。併し其れは最早真正の職能議會で  
はないのである。(ヒスマルクによる普魯西國民經濟會議)  
職能代表が「公共の利益が最高の原理」(Salus publica suprema  
lex)たることを忘れ自己を國民共同の福利は何であるかといふ質  
問に答ふるための單なる手段として自覺するに甘んぜず、却つて  
自己階級乃至職能團體の特殊利益を以つて自ら他に覇権を唱へん  
とするならば職能代表のイデオロギーの中には眞の國民意思と利  
益を表示せんとするものの外に寧ろ既に論述した封建等族的なそ  
れと後述するであらう。プロリタリア獨裁的會議制度のそれとが

内在して居るのである。それは技術的専門的機關(例へば其最も  
典型的なものとしては獨、佛經濟會議)たるの効用はあり得ても  
根本的には對立諸利益の代理闘争であつて決して政治的國民生活  
の代表原理に入り得ないやうに解せられるのである。

註一、職能代表の本質及基礎概念に関しては既に屢々引例した

*Jahrheften, Die Berufsstände;*

*Verfahrart, Das Problem der berufständischen Vertretung* の外に

*Z. Jellinek, Allgemeine Staatslehre* 3 Aufl., 1914; derselbe,

*Verfassungswandlung u. Verfassungswandlung*, 1906, R. Schmidt, allg

*Staatslehre* 2. Bd., 1901/03, Runtzschli, *Staatsrecht*, 1851;

*allg. Staatslehre* 1875; *Politik als Wissenschaft*, 1876;

*Zeitschrift, Politik*, 2 Bd., 1899/98; *Z. Schmoller, Über einige*

*Grundfragen der Sozialpolitik u. der Volkswirtschaftslehre*, 1898;

- derselbe, Wesen der Arbeitsteilung u. der sog. Klassenbildung in  
 Schmollers Jahrb. 14, Jahrg. 1870; derselbe, Grundr. d. Allg.  
 Volkswirtschaftslehre. I. 1917 (neue Aufl.). 2 Buech. 6. S. 428 ff. 1.  
 Bücher, D. Entstehung d. Volken. 3. Aufl. 1901, S. 387 ff.  
 K. Bergsig, Die soziale Entwicklung der jehudischen Völker  
 Europas in neuer u. neuester Zeit, in "Schmollers  
 Jahrbuch, Jahrg. 21. 1897;  
 Stöckel, Art. "Vergesung, Ständische; in "Staatslektionen der  
 Güres - Gesellschaft. V. 1904. S. 495;  
 K. Marx, Das Elend der Philosophie, Ausg. 1885;  
 Cumont, Die römische Klassenkampftheorie, II, in der "Neuen  
 Zeit," 1919;  
 Ad. Braun. Die Gewerkschaften, 1914. S. 65. Auf u. Klasse.  
 1919;

- W. Sombart, Das proletariat, 1906;  
 V. Wieser, Einführung in die Sozialpolitik, 2. Aufl. 1921;  
 L. Heyde, Abriss der Sozialpolitik, 1920;  
 M. Usnalt, Parteien oder Stände? in "Deutschlands Erneuerung,"  
 1919;

- Alex Tille, Berufsstandspolitik des Gewerke - u. Handelsstandes. S. 8;  
 M. H. Boehm, Korporations- u. Gemeinwesen, 1920;  
 Blätter für ständischen Aufbau. Herausgeber, Dr. H. Braunsweiler,  
 1920 u. 1921;

二、現代における職能代表賛成論者としては Durkheim, De la  
 Division du Travail Social, 1922, Auguste Trait de droit  
 Constitutionnel, II, 1921, Cole Social Theory 等があり、特に  
 獨逸においては大戦を轉機とし、會議思想と相俟つて左の  
 六五

文献が職能代表思想を提唱してゐる。

xx

K. Binding, Die Staatsrechtliche Verwandlung d. Dt. Reichs im "Recht", Wirtschaft, 1919, S. 63, 64.; R. Schmidt, Grundlinien d. dt. Staatsrechts. S. 215; Fr. Rathenau, Parlament u. Räte, 1919; Apelt, "Dt. Juristische - Zeitung, 1919, S. 332; Friters, Räte, Selbstorganisation u. Reichsverfassung, 1919, S. 107 f.; Vermanungswach, d. Vereins "Recht u. Wirtschaft, 1919. Vgl. auch "Soziale Praxis", 28. Jahrg, S. 818. 就中: Mr. Cohen, Dt. Aufgaben u. die Kammer der Arbeit, 1919, S. 19 ff.

三、 反對論としては Comen, Elements de Droit Constitutionnel, 1921; Dallas, Our Social Heritage, 1921; Smdney and Beatrice Webb, a constitution for the Socialist Commonwealth of

Great Britain, Part II, 特々 Meyer, Das Parlamentarisches Wahlrecht im Reiche u. in Preussen; Savigny, Das Parlamentarisches Wahlrecht im Reich u. in Preussen. Stein-Sonck, Vom Parlamentarisches Wahlrecht.

## 第五節 普魯西國民經濟會議（諮問機關）

——職能代表思想の一変型——

職能代表を施行する場合に必然的に伴ふ以上揚げた諸欠陥を緩和するため職能議會の機能を純諮問的なものたらしめんとする前例としてビスマルクの發案に係る普魯西國民經濟會議 (Preussische Wirtschaftsrat) を挙げることは出来る。國民經濟會議は職能的に

組織されたものにして、其れは政府の諮問機関であつて、立法権が與へられてゐない矣において職能議會とは相異してゐる。ここにおいては職能代表思想は完全に充たされてゐなかつたのである。ビスマルクは國民經濟會議を創設するに至つた事情に就いては一八八〇年十一月九日彼が普魯西内閣に送つた文書において

“ Meine Absicht war ursprünglich, den verlinkeltesten Regierungen die Herstellung eines Wirtschaftsrates zu empfehlen, um die Wirtschaftlichen Vorschläge für den Bundesrat zu begutachten.”<sup>(1)</sup>

とあり、茲においても國民經濟會議を諮問機関たらしめんとするビスマルクの意圖は明白にされてゐる。更らに彼は續けて其創設理由に關し“ Für den preussischen Staat allein ist eine derartige Einrichtung auf die Dauer kaum eine Bedürfnis, da die Wirtschaftliche Gesetzgebung in der Hauptsache dem Reich zusteht, auf den Gedanken, die Einrichtung

1. Zumacht für Preussien ins Leben zu rufen. Bin Ich nur in der Voraussetzung gekommen, dass dies ein sicherer und zugleich der kürzeste Weg zur Herstellung der erstinstanz Reichsinstitution sein würde, Ich hatte gehofft, dass schon die für den nächsten Reichstage herbeizubringenden wirtschaftlichen Vorschläge dem neu zu konstituierenden Wirtschaftsrat unterbreitet werden könnten, und dass auf diese Weise der preussischen Regierung eine unverkennbare Initiative für die Grundlage der Einrichtung verbliebe. Die dauernde Herstellung eines preussischen Volkswirtschaftsrates, in welchem die Völkischen, Lagerischen usw. Interessen unterhalten bleiben, wäre eine partikularistische Schöpfung, die nicht in meiner Aufgabe als Reichskanzler liegt, u. würde in den Prozessen Bundesstaaten eine beschränkte Unzufriedenheit hervorrufen, Meinem Verfahren lag die Voraussetzung zugrunde, dass dem Bedürfnisse durch den von mir

Vorläufige nur für Preussen formulierten Vorschlag schneller abzulegen  
werden<sup>(11)</sup> とあり、翌一八八一年一月二十七日の國民經濟會議開會  
の席上において

“den Volkswirtschaftsrat solle dazu dienen, “ dass diejenigen unserer  
Mitglieder, auf welche die wirtschaftliche Gesetzgebung im ersteren  
Linie zu wirken bestimmt ist, über die Notwendigkeit und Zweck-  
mäßigkeit der zu erlassenden Gesetze gehört werden. Es fehlte  
bisher an einer Stelle, wo die einschlagenden Gesetzentwürfe einer  
Kritik durch Sachverständige aus dem zunächst beteiligten Kreise  
unterzogen werden konnten, und die Staatsregierung war ausserstande,  
für ihre Überzeugung von der Angemessenheit der Vorschläge das Mass  
von Sicherheit zu gewinnen, welches nötig ist, um der von ihr  
übernehmenden Verantwortlichkeit als Grundlage zu dienen. Sie, meine

Herrn, werden aus die Sachkunde aus dem praktischen Leben ent-  
gegenbringen; sie sind berufen, ein einheitliches Zentralorgan zu  
bilden, welches durch ausgleichendes Zusammenwirken die gemeinsamen  
und besonderen Interessen von Handel, Gewerbe und Landwirtschaft  
durch freie Meinungsäußerung wahrzunehmen hat” と述べらるる。

以上の文書並に演説中にも指摘せらるる如く、ビスマルクが國  
民經濟會議に期待した意圖は第一に經濟關係者の専門的判断に依  
つて農業、商業、工業に関する重要なる法律案作成に當り、責任  
を以つて政府に諮問し得る専門家から或る強力なる諮問機關を組  
織する点にあった。特に政府が一八七九年獨逸帝國の經濟政策、  
社會政策に關し經濟界の援助を必要としたる時、宰相ビスマルク  
が此打解策として各邦を統一する獨逸國民經濟會議を設立せんと  
したのであるが、之れが實現の困難なるを豫想し、其準備機關と



して普魯西國民經濟會議を設立したものである。即彼は國民經濟會議を以て既存の獨逸商業會議所、獨逸農業會議所、獨逸工業中央聯盟を網羅する統一的中央機関とらしめ、其中で一切の經濟團體の利益を調整、統合せしめんとしたのである。

國民經濟會議は其組織、権限より考察するも一種の諮問機関であつて其は職能議會ではなく、帝國議會の機能を何等制限するものではなかつた。併しビスマルクの窮極の意圖する所は彼は多年把持し來れる職能代表思想<sup>(五)</sup>の立場から國民經濟會議を漸次擴大して聯邦議會と相對立する經濟議會たらしめ、以つて聯邦議會を抑制する一方<sup>(六)</sup>、當時漸やく發達し來れる政黨の勢力を牽制せんとした点にある。<sup>(七)</sup>

普魯西國民經濟會議の法源は一八八〇年十一月十七日の勅令

(*Verordnung betreffend die Einrichtung eines Volkswirtschaftsrats, vom 17.*

*November 1880*) に基くものであり、此勅令は十四條から成る。之れを法律にしなかつた重大理由の一つはビスマルクが法律にすることによつて政黨側の反對を豫想したためだと謂はれてゐる。

普魯西國民經濟會議は佛蘭西の商工農業最高會議 (*Conseil supérieur du Commerce, de l'industrie et de l'agriculture*) に其範を

採つたものと解し得られる。佛蘭西の商工農業最高會議は歴史的にはアンリ四世時代に迄遡り商業、工業、農業代表十五名の議員によつて構成され、中五名は大統領によつて國民議會中から、十名は商業會議所會頭、其他は經濟専門家の中から任命せられたのである。

普魯西國民經濟會議の構成は右の佛蘭西の商工業最高會議と著しく相通する点注目せらるべきである。即普魯西國民經濟會議の議員数は七十五名(第二條)から成る商業、工業、農林業の三部

(*chic Selection*) 構成にして(第九條)、唯普、佛<sup>七四</sup>兩國國民經濟會議の相違を求むれば獨逸においては商工業代表に最も多く、農業代表が最も少かつたと謂ふ点である。而其選任方法は先づ商業會議所、商人組合から六十名、農業組合から三十名の候補者を各關係職業團體の幹部をして推薦せしめ、各其半数即前者から三十名、後者から十五名計四十五名の議員は五年毎に國王によつて召集されるのである。全國における其推薦方法は第三條の規定する所にして即<sup>(三)</sup>

(一) 商業會議所及商人組合の幹部會から

州	名	員	数
東プロシア			四
西プロシア			二
ブランデンブルグ(ベルリン市區ヲ除ク)			四
ベルリン市區			五
ボームルン			二
ボーゼン			二
シユレジア			九
ザクセン			五
シユレスウイツヒ・ホルスタイン			二
ハンノーヴァー			五

州	名	員数
ウエストフーレン		六
ヘッセン・ナッソー		三
ライオン		一
		六〇

(二) 農業組合

三〇名

(三) 政府の直接の任命に係る議員が三十名、其中手工業者及労働者代表が少くも十五名は任命せらるべきを要し。(第四條) 其他は各職業階級の利益を均等に代表せしむるため關係諸大臣の自由裁量によつて適宜に任命されるたのである。

而して其権限は商、工、農林業の重要な経済的利益に関する法律及命令は皇帝の裁可を得るに先つて國民經濟會議の意見を聞か

ねばならぬと規定されてゐる。(第一條)

總會は開催されることなく、各商、工、農林業三部から五名宛て選出された十五名の委員會及政府の任命に係る十名の委員を以つて常置委員會が設置され、委員長としては農業大臣、商工大臣、労働大臣の中の一が擧げられ、而して常置委員會に属する委員は各都委員會を組織して居たのである。(第九條)。

普魯西國民經濟會議は一八八一年一月二十七日開會せられて以來一八八七年迄の間に唯四回の集會を見、其間養老、退職保險制定に關係して居る。即經濟會議は一八八一年には労働者保險及組合制度設立に関する法律案、翌一八八二年には災害、疾病保險、煙草專賣に関する法律案、一八八四年には工業法及災害保險に関する追加法を議してゐる。(九)

ビスマルクが普魯西國民經濟會議設立後間もなく斯る制度を獨

逸全國に普及せんがため、普魯西から七十五名、各邦から五十名  
宛の代表者を職業團體別に選出し、其職務、権限は普魯西國民經  
濟會議と同一なるべき獨逸國民經濟會議を勅令によつて設立せん  
としたのである。即して議員に旅費及日當を支給する件に関し、  
議會に承認を経るを要し、此目的を以つて一八八一年八萬四千マ  
ルクの追加豫算を議會に提出したのである。聯邦議會はここに  
いて獨逸國民經濟會議設立の可否を検討すべき機會を捉へた。而  
して該豫算は同年六月十日の議會において一五三票對一〇二票を  
以つて否決され、更らに十二月一日の議會においてもビスマルク  
が自ら議會に出席し極力該案の通過を懇請せるも政黨へ特に左派  
及中央黨の反對に遭ひ、同様否決せられるに至つた。したがつ  
て獨逸國民經濟會議の運命も同時に決せられた譯である。斯る失  
敗の原因としてクルチウスは(一)、當時國民經濟會議存在の理由は

何等存在しないといふ事實、換言すれば輿論は未だ國民經濟會議  
必要とするに至らなかつたこと(二)、帝國議會において専門家は充  
分であること(三)、普魯西國民經濟會議における經驗は尚完了して  
ゐないこと(四)、法律に代るに勅令をもつてすることに對する一般  
的批難(五)、獨逸國民經濟會議が帝國議會と並んで競争議會とな  
る懼れあること、(六)、經濟利益代表設定に關し普魯西の優越性を  
保障するが如き欠陥あるの諸点を擧げてゐる。正に正鵠を得た批  
評である。私惟するに斯る失敗の根本的理由とする所は帝國議會  
は之れによつて自己の勢力の失墜するを懼れたからであり、加ふ  
るに當時漸やく發達し來れる政黨の擡頭に對し職業經濟團體の統  
一運動はビスマルクの案を支持して決定的勝利を確保する迄に至  
らなかつた爲である。ここに我々は傳統的三權分立論の見解に立  
つ政黨の勝利を見る。かく獨逸國民經濟會議の計畫は一方におい

ては輿論の積極的支持なく、他方政党の猛烈なる反対に<sup>入</sup>遭遇して遂に實現を見るに至らなかつたが、併し此制度の根底を一貫する職能的會議思想其者は滅びたものでなく、後ワイマール憲法第六十五條の聯邦經濟會議の形成に際し少からざる影響を興へるに至つたものである。

註一、第一條に *Die Begutachtung ist erfolgt durch den nach den Bestimmungen dieser Verordnung, zu bildenden*

*Völkerräth* とあり、國民經濟會議の諮問機關たることは茲に明らかになされてゐる (Glum, *Der deutsche u. der französische Reichsräth*, S. 71)

二、三、*Konföderat, Problem der konföderativen Verfassung,*

70f. *Die politische Reden des Fürsten Bismarck von Harst Koll, Bd IV, S. 209, Ähnlich wie Bismarcks Rede bei*

*Eröffnung des Völkerräthstages, Politische Reden, Bd, III, S. 212f*

四、*Politische Reden, Bd III, S. 211ff*

五、既にビスマルクが一八五一年以來等族代表復興の思想を聯邦議會に反映せしめんとしてゐる (August, *Bismarcks*

*Stellung zum parlamentarische Räthrecht, S. 17ff*)、

ルドモビスマルクの全政治経歴を一貫する政治思想は職能代表のそれであると謂つてゐる (Kerckhoff, *Konföderativen*

*Vertretung, S. 58f*)、Vgl. *Gedanken u. u. Erinnerungen von*

*Otto Fürst von Bismarck, Ausgabe von Cotta, 1898, Bd I,*

*S. 15f*, *Mit hat immer als ideal eine monarchische Gewalt vorgeschwebt, welche durch unabhängige, nach meiner Meinung ständische oder berufsgenossenschaftliche Kammervertretung, soweit*

- kontrolliert wäre, dass Monarch oder Parlament den bestehenden gesetzlichen Rechtszustand nicht einseitig, sondern communis sensu anderen Kräften, bei Öffentlichkeit u. öffentlicher Kritik aller staatlichen Vorgänge durch Press u. Landtag,
6. Fr. Hitze, Deutsche, 7/1921. S. 51. vgl.
- Gräter, Die Organisation der Berufsinteressen,
7. 代議士 Windthorst 及 Richter 西氏はビスマルクの案を以つて中央集権的なものと指称し、夫れは普魯西の覇権を獨逸帝國において更に強化せしむるものであるといつてゐる
- (Stenogr. Ber. über die Verhandlungen des Reichstags. 1881. S. 1287. 1603f.)
8. Glum, Der Deutsche und der französische Reichswirtschaftsrat. S. 71.

9. Tarnheyden, Die Berufstännde. S. 86f u. Ann, 5,
10. Tarnheyden, Die Berufstännde. S. 86;
11. Kerpferdt, Problem der Berufständischen Vertretung, S. 22  
 十二月一日のビスマルクの演説については Stenogr., Bericht über die Verhandlungen des Reichstags. 1881. S. 1270-1289  
 1589-1611,

11. G. Curtius, Bismarcks Plan eines deutschen Volkswirtschaftsrats. 1919, S. 258. 本書にはビスマルクの獨逸國民經濟會議案に關し詳細なる解説、批評が載つて居る。

一三、ビスマルクは獨逸國民經濟會議を以つて當時漸やく生産經濟部門として發達し來れる農業組合、労働組合、ハンザ同盟、工業組合の職能團體代表を以つて組織する經濟議會たらしめ以つて政治議會を牽制せんとした。(Kerpferdt, Problem

der Berufständischen Vertretung. S. 156.) 実トビハスマルク

は獨逸國民経済において Parteiinteresse と Volkinteresse の對立

を最も問題としてゐたのである (Henssels, A. a. O. S. 82)

一、ハスマルクは獨逸國片務會議の又一つ會報のり主筆

として、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

一、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、ハスマルクの著書、

昭和十三年七月十日

獨逸に於ける職能代表思想及會議思想の發展（二）

國政研究會



目次

第二章 獨逸に於ける會議思想の發展 ..... 一

  第一節 會議思想の發展 ..... 一

    第一款 一九一八年の獨逸革命と會議思想 ..... 一

    第二款 社會民主黨の會議思想 ..... 二

    第三款 獨立左派の會議思想 ..... 二八

    第四款 右翼諸政黨の會議思想 ..... 三八

  第二節 計畫經濟 ..... 三九

第三章 獨逸憲法の規定する聯邦經濟會議 ..... 五三

## 第二章 獨逸における會議思想の發展

### 第一節 會議思想の發展

#### 第一款 一九一八年の獨逸革命と會議思想<sup>三</sup>

既に論述した如く、獨逸における職能代表思想は世界大戰に至る迄には常に保守的方面から提唱されて來たのであつたが、一九一八年の革命を轉機として左翼の政党、労働團體の間にも其支持者を見出すに至つた。即ここにおいて會議思想が職能代表思想に一の新しい針路を示したのである。會議思想は露西革命によつて一般に廣く知らるゝに至つたのであるが、それは既に一八七一年のパリール・コンムニオンに源を發してゐる。<sup>三</sup>之れが露西亜においては一九〇五年の革命に成立し、一九一七の革命により更に發展を見るに至つた労働者委員會の組織と結合して段階的構造により

組織せらるゝ、委員會即ソヴイエット組織を形成するに至つたものである。此露西亞の會議思想が一九一八年の獨逸革命を轉機として獨逸に輸入せられるに至つたものである。即ち世界大戰經過半にして露西亞においてはロマノフ王朝の崩壊を觀た如く、露西亞革命に後るること一年八月、一九一八年十一月獨逸においてもホーエンツォレルン帝政の没落を觀ることとなつた。而して前者の場合において革命の主動力となつたのは労兵ソヴイエットであつた如く後者においても又労兵會が其運動の主動力となつた。即一九一八年十一月四日キール軍港において水兵等が労兵會を組織し、翌五日にはハンブルヒ、リエトベック、ブレーメンに、六日にはクックスハーフェン、レンズブルグに、越えて八日にはマグデブルグ、ハルレ、エスセン、デューセルドルフ、ダルムシュタット、ヌルンベルグ、ライプツヒ、ドレスデン、ケルン、伯林各地

に労兵會が組織され、バイエルンにおいては夙にグイッテルスバッツハ王朝廢止が決議され、かくの如くにして全國各地に労兵會の組織せらるもの一萬を超え、隨所に共和制体の確立、選挙權の擴張が主張せらるるに至つた。而も軍隊は到る處革命運動に加擔し、遂に九日に至り宰相マックス・フォン・バーデン公はカイザーに退位の決意あるを公表し（但しカイザーは正式に位を辞したのは十一月二十八日である）、次いで全國における諸公侯國においても續々公侯の退位を觀、九日宰相自ら政權を社會民主黨の首領エーヴェルトに譲渡し、其地位を去るに及び、翌十日には社會民主黨と獨立社會民主黨との聯合内閣所謂エーベルド・ハーゼ内閣の成立を觀ることとなつた。此内閣は社會民主黨及獨立社會民主黨の雙方から同数の閣僚即前者からエーベルド、ランツベルグ、シヤアイデマン、後者からハーゼ、ドイツマン、バルトの各三名

を出し、外に若干の各省大臣を加えて組織したるものであつて、  
其名称も露西亞に倣ひ「人民委員會」(Räte der Volksbeauftragten)  
と稱するに至つた。

其後會議制度<sup>レーテシステム</sup>に関する意見の相違によつて両政党の提携は破れ  
内閣成立後僅か五十日十二月三十日ハーゼ一派は政府を去るに至  
つた。かくの如く労兵會の組織と活動とは主として獨立社會民主  
党(當時スバルタクス<sup>(西)</sup> Spartakus) 團一派も未だ分立せずして其  
中にあつたと謂はれてゐる)の運動に基くものである。當時各地の  
労兵會は匆々の間に結成されたのであるから其組織及活動は全体  
として何等統一あるものでなく其間自ら中心勢力となつたのは伯  
林労兵會であつたのである。大伯林労兵會(Arbeiter- und Solda-  
tenräte Gross Berlins)は十一月八日に結成され、十日に至り十  
二名の委員より成る執行委員會(Vollzugsrat)を選擧し、國權は

労兵委員會及其代表機關たる執行委員會より出づるものとされた。  
大伯林執行委員會は全獨逸の労兵委員會總會は開催せらるるまで之  
を代行し政府を監督することとなつた。併し政府と伯林労兵會執  
行委員會との権限について両者の間に尚明瞭を欠く筈あつたので  
両者は十一月二十二日協議し次の如き決定を觀た。

一、行政権は政府に存し、執行委員會は單に監督機關たること、

二、一九一八年十二月中旬を以つて全國労兵委員會人民委員總會  
を伯林に開催し、總會において中央委員會を選擧すべきこと、  
該中央委員會は労兵委員會議會 (Parlament des Arbeiter und  
Soldatenrat) とすべしこと、

三、全國労兵委員會人民委員總會の開催されるまでは伯林執行委  
員會は伯林労兵委員會の諒解の下に全獨逸共和國労兵委員會  
の職務を執行すること

四 閣員の任免は中央委員會の権限たるべく各省大臣の任免  
についても豫め之れを中央委員會に諮ること

次いで十一月二十九日聯邦執行委員會 Reichsmachtves des

Noblygarats) の成立を觀て十一月革命は終つたのである。か

くて一時的にせよ獨逸は明らかに労兵委員會制度を採用し<sup>レーテ</sup> "Rate-  
republik" (會議共和國)<sup>(五)</sup>となつた譯である。

併し革命の當初より獨逸においては會議制度をして露西亞のソ  
グイエツトと同様將來獨逸憲法の根幹となすべきものであるか、  
若くは議會が之れに代るべきものであるかに就いて論争は集中さ  
れ、此問題に関し社會民主黨と獨立社會黨の意見が相違してゐた。  
即獨立社會黨はスパルタクス團と共に露西亞のソグイエツト制度  
を以て模型となし會議制度を以つて獨逸憲法の根幹とし、以つて  
無産階級獨裁を企圖するに及し、社會民主黨は他の諸政黨と共に

議會主義を奉じ速かに憲法制定議會を召集せんとするものであつ  
た。此の論争はやがて他方伯林對地方、中央集權主義對聯邦分立  
主義の對峙と絡んで益々重要なる政治問題化して行つた。何れの  
國家に於いても都市住民は地方住民に比し進歩的であり、過激主  
義に走り易いのであるが、獨逸においても亦此例に洩れるもので  
はなかつた。伯林労兵會は一時全獨逸の労兵會を支配し、自ら主  
權を代表し、會議制度の存續を主張したのである。然るに各聯邦  
支分國にとつては伯林労兵會の指導の下に會議運動に加擔するこ  
とは堪え難い所であつたであらう。例へば十一月十九日労兵會大  
會において執行委員會議長リヒアルド・ミユラーは「憲法議會の  
道を採る者は余の屍を越ゆべし」<sup>der Weg zur konstituante</sup>  
"geht über meine Leiche" と絶叫したりに及し同日 München-  
Augsburger Abendzeitung 紙は論じて曰く「バイエルンは伯林に

對し明言せざる可からず。バイエルン及南獨逸は過激的恐怖政治  
に加擔する能はず、全南獨逸は伯林における暴力的支配と袂を分  
たざる可からず」と、かく統一獨逸主義に對する分派セクタの反抗は  
今や伯林の會議運動に對する反抗と相結んで場合によつては全獨  
逸の統一をも脅かさんとする形勢に至つたのである。翻つて外  
において平和条約を前にして國內統一を最も必要とする時であ  
つた。かくて政府は十一月二十五日を期し各聯邦支分國代表會議  
を召集し、刻下の重要問題につき協議する所はあつたのである。  
會議の結果得た結論は大体中央政府の満足した所であつた。即出  
席者の大多数の者は速かに國民議會を召集すべしとなし、且共和  
國としての獨逸國統一は目下の緊急事であることを決議し、而し  
て國民議會の成立に至る迄、労兵會を以つて國民意思の代表機關  
となした。換言すれば臨時的ではあるが労兵會の事実上の主權が

茲において初めて承認せらるに至つた譯である。

次いで十一月二十九日人民全權委員會は二票の反對に對する四  
票の賛成を以つて憲法制定議會の選舉に関する布告を決議した。  
之れに依れば選舉は十二月十六日召集せらるべき全獨逸労兵會人  
民委員總會の協賛を條件として翌一九一九年二月十六日に開催さ  
れることになつた。全獨逸労兵會人民委員總會においては革命後  
臨時的に全獨逸の主權代表の地位を維持してゐる大柏林労兵會は  
當然全獨逸労兵會に其地位を譲ることになつた。

總會における議題の主なるものとしては(一)國民議會か會議制度  
か、(二)經濟生活の社會化、(三)講和條約問題等が掲げられ、尚全獨  
逸労兵會中央執行委員會の選舉をも行うことになつた。此中でも  
特に重要な問題として一般の視聽を集めたのは謂うまでもなく  
「國民議會か會議制度か」の問題であつた。換言すれば革命に際

して成立した労兵會は其儘永續的國家機關として露西亞におけるソ  
グイエット組織と同様將來における獨逸憲法の根幹をなすもので  
あるか、又再び議會主義に復帰し、憲法制定議會を召集せんとす  
るかの問題である。

會議は十六日に開會され、而して「國民議會か會議制度か」が  
議題に上提されたのは第三日目の十八日であつた。報告者として  
立つたのは社會民主黨の領袖マックス・コーエン (Mr. Cohen) で  
ある。彼は先づ國民議會を採るべきことを主張し、其選挙を翌一  
九一九年一月十九日に行うべきであると提議した。曩に政府が布  
告した選挙期日は二月十六日としてあつたからコーエンの提案は  
政府案に比し之を凡そ一ヶ月繰り上げんとするものであつた。

之れに對し副報告者として立つたのは、獨立社會黨員タリシド  
イミツヒ (Blawney) である。彼の提案は、(一)會議制度を確保しく

社會主義共和國の基礎たらしめ、且之れに立法、行政の最高権を  
附與すべきこと、(二)労兵會及聯邦議會に関する選挙法を制定せし  
むるため可及的迅速に委員會を設置すること、(三)かくして選挙せ  
られた労兵會の全國會議において將來の獨逸憲法を制定せしむべ  
きこと、(四)憲法制定に至る迄は労兵會中央委員會をして人民委員  
會及諸官廳の最高監督機關たらしむべきことであつた。

採結の結果コーエンの提案は七十五票對四〇票を以つて可決さ  
れ、ドイミツヒ案は否決されるに至つた。茲に注目せらるべきは  
ドイミツヒと同じく獨立社會黨に屬する者の中でも彼の提案に反  
對投票をした者は少くなかつたという事實である。其理由とする  
所は彼等は會議制度を以つて國民議會と並立せしめんとするもの  
であつて、國民議會に代るべき制度たらしめんとするものではな  
いという点である。之れによつて「國民議會か會議制度か」、「デ

モクラシーカプロレタリア獨裁カの問題の大勢は決した譯であつた。

次いで<sup>レーテ</sup> Rate Kongress (會議議會) の永續的委員會として中央委員會 (Zentralrat) 設置の問題が議題に供された。此問題については二十七名の委員より成る中央委員會を組織することに決定した。此中央委員會は獨逸全國に對する革命的権力機関であり、政府の監督機関でもある。これは國民議會開催に至るまで獨逸の國民意思を代表し人民全権委員會議 (Volksbeauftragten) を議會主義的に克服せんとするものであつた。<sup>(六)</sup>かくの如き決定の下において中央委員會の選挙を施行する事になつたが大會において其主張を否決された獨逸社會党は中央委員會の選挙には棄権することに決した結果、委員として選出された者は何れも社會民主黨員のみであつた。かくの如くにして獨逸社會

党の會議制度案は敗れ、社會民主黨の國民議會案が勝利を占めたのである。この結果獨逸社會党は仮政府を脱退し直接行動に走るに至つたのであるが、斯る間に國民議會の總選挙が行はれることとなつた。従つて會議制度採用は獨逸憲法においては最早問題外に属し、唯何等かの型態において此革命の産物を憲法の規定に如何に留保せんとするかという試みが残されたに過ぎない。

其後、労兵會人民委員會の決議に基いて、一九一九年一月十九日國民議會の總選挙を見、同年二月六日を以つてワイマールに國民議會は召集せられるに至つた。國民議會開會の劈頭中央委員會は國民議會に書面を送つて其態度を明らかにしてゐる。其中において、中央委員會は以前労兵會大會において附與せられた最高の立法行政機関たるの権限を國民議會に譲渡する旨を明言し且國民議會の活動が全獨逸國民の幸福のため効果あらんことを祈る旨を



述べてゐる。併し之を以つて會議制度運動は全く終息したもので  
はなかつた。例へば國民議會開會に先立つ一週間前の一月三十一  
日伯林において大伯林労兵會大會開催せられ、再び「國民議會  
會議制度」の問題に就き討議が行はれ報告者としても亦前年十  
二月十六日の全國労兵會人民委員大會の場合と同様コーエンとド  
イミツヒが立つてゐる。此時は前の場合とは反對に三六二票對四  
九二票を以つてコーエンの議會主義案が敗れ、ドイミツヒの會議  
制度案が勝を制したのである。其後伯林の労兵會が益々積極的且  
闘争的なる政府反對運動を行ふに至り、社會民主党員は続々之れ  
より脱退する結果となつた。當時會議制度案は革命の経過と共に  
無用になつたか否かについては相異なる二つの見解が現れるに至  
つた。即會議制度無用論を主張する者は社會民主党の人民全權委  
員側であり、彼等は國民議會開催以後の今日獨逸會議制度には最

早活動の餘地無しと謂ひ、之れに反し獨立社會党側の人民全權委  
員は會議制度は尚其機能を發揮し得べしと論じ、ハーゼの如きは  
會議制度は尚其特殊な使命を保持すべきは謂うまでもないと強調  
してゐたのである。しかし國民議會召集後に至つても會議制度を  
主張する社會主義的政党方面においゝは絶對多数党なく、相互に  
相拮抗したるため會議制度の將來は最早盡きたかの如く觀られた。  
殊に労働組合の幹部及社會民主黨側の領袖は會議制度を通じマボ  
ルシエグイズムの侵入することを恐れ、此結果政府は二月二十六  
日の声明によつて、個々の経営内部においてのみ各種労働組合相  
互間の連絡機関として會議制度を承認したに過ぎなかつた。就中  
獨立社會党及スパルタクス團一派は少くとも議會と同等若くは同  
等以上の権限を有する會議院<sup>レーテ・ハウス</sup> (Rate House) をして之れを國民議會  
と併置せんとしたのである。

然るに二月十日の國民議會の制定せる仮憲法においても、又プロ  
 ロイス草案においても、第一政府草案においても、二月二十一日  
 國民議會に提出された政府草案においても、亦二月十日の仮憲法  
 の補充規定たる三月一日の暫定法律 (*Ubergangsgesetz*) においても  
 何等會議制度に関する規定は觀られなかつたのである。之れに對  
 し獨立社會黨及労働者會議は猛烈之れに反對し、二月末憲法草案  
 の審議開始せられるや先づ左翼の過激派（獨立社會黨及スパール  
 クス團、労働者會議）が全獨逸における政治的ゼネストを決行し  
 會議制度の憲法規定を要求した。斯る會議制度の採用促進及産業  
 社會化の断行運動を續つて三月先づ中部獨逸に徳同盟罷行勃發し、  
 やがて伯林に波及するに至つた。此結果政府は三月十九日の中部  
 獨逸急進派とのワイマル協定において社會化法案の作成、經濟  
 的利益代表機關としての労働者會議制度を憲法上に規定すること

を約した。即四月十九日政府は憲法第三十四條補充に関する政府  
 草案を憲法委員會に提出したのである。之れが後の第一六五條の  
 憲法規定である。

然し、斯る讓歩の結果生れ左政府草案は會議制度の政治的役割  
 を排し、之れを民主主義的議會制度に留保したものである。又會  
 議制度の最高組織たる獨逸經濟會議の立法に関與する権限も極度  
 に制限されたものであつた。ここにおいては單に經營労働者會議、  
 地方労働者會議及聯邦労働者會議は憲法上會議制度として労働者  
 の社會經濟的利益保護の下に認められたに過ぎなかつたものであ  
 る。

然るに社會民主黨とブルジョア諸政黨との妥協の産物である會  
 議制度（聯邦經濟會議）は會議思想を政治的領域から駆逐し、會  
 議制度の最高機關である聯邦經濟會議に對してさへ、立法への参

加を最少限に制限したものである。即第一に其活動は諮問案の答申に限定し、第二に社會政策、經濟政策の範圍に留まり、第三に之等の法律案は政府によつて「根本的に重大」と認められた場合に限られたのである。かくの如く會議制度に関する政府草案は會議思想支持者の要求する所と相去ること遠く、そこで彼等は第二田勞兵會全國大會<sup>(ハモ)</sup>において此問題を解決しようとした。四月八日伯林において大會開催され會議制度に關し右の政府草案の外、多数派社會民主党、独立社會党、保守党、民主党等から種々の提案がなされたのである。次に會議制度の問題を繞つて展開されし諸政党間の抗争、妥協の跡を考察することによつて吾々は會議思想が聯邦經濟會議成立の上に與へた影響を最も明瞭に知ることが出来るであらう。

註一、一九一八年の独逸革命を中心として其所に展開された會

議思想及計畫經濟案については *Tarntsystem, die Beauftragten,*

II Buch, IV, Abschnitt, *Die Entstehung des Reichsratschloßrat,*

及 *Idenfahrt, des Problem der Berufsständischen Vertretung,*

*Die Entwicklung des Rätegedankens in Deutschland.*

二 *Tarntsystem, a. a. O., S. 122*

三 露西亞革命と會議思想については

*Tarntsystem, a. a. O., S. 122 f.*

四 一九一六年初頭の事である。当時既に社會民主党より分離せる過激派一派は秘かに小冊子を頒布して宣傳に努めてゐた。此小冊子は普通は印刷されて居らずタイプライターで書かれたものであるが、其中で讀者の注意を最も喚起したのは“*Spartakus*”と署名せる書翰体の文章であつた。其筆者は果して一人であるか、数人であるか不明であるのみ

ならず其何人であるかも彼等の間に秘密にされて居るので  
明確に知るを得ないが、書翰に現れた思想は正しくカール・  
リープクネヒトの其れであり、彼が其主要なる筆者の一人  
であつたことは疑う餘地はないと思う。爾來リープクネヒ  
ト及ローザ・ルクセンブルグを中心とする之等の過激派を  
呼んでスパルタクス團と謂うことにした。此スパルタクス  
の署名は謂うまでもなく古代羅馬において奴隸の叛軍を  
率いた有名なスパルクスの名に擬へたものである。

五、Jankegaden, a. a. o. S. 151

六、大柏林執行會議及中央委員會については

Herrfahndt, a. a. o. S. 112

七、Jankegaden, a. a. o. S. 151 Anm 2

八、Ebenda, S. 152

八、第二回労働兵會全國大會に提案されたレーテ・システムに  
関しては R. Wiesel, zur Räte Idee (neuer Zeit Nr.  
9, 1919.) Ludwig, Bendin, zum staatsrechtlichen Aufbau  
der Räteverfassung. (Arbeiter-Rat, Nr. 15, 1919.) Ebenda,  
Bausteine der Räteverfassung, 1919. Fr. Rateman,  
Parlament u. Räte, 1919. J. Kallio bei den Rätegedanken  
beim Neuaufbau Deutschlands (Sozialistischen Monat-  
schriften, 1919. S. 229.) Hr. Cohen. Der Rätegedanke im  
ersten Revolutionsjahr (Soz. Monatssch. 1919. S. 10438)  
Dänning. Der 2. Rätekongress, seine Gegner u. seine  
Aufgaben (Arbeiterrat, 1919.)

第二款 社會民主黨の會議思想

先づ多数派社會民主黨の提案は <sup>コーエン</sup>Cohen - <sup>カリスヤ</sup>Kalshki = <sup>ブシケン</sup>Bucher の労働議會 (Kammer der Arbeit) 案である。而して其思想系行の出発点は政治的領域にあるのではなく、経済的、倫理的領域にあるという事実である。社會民主黨は露西亞式の無産階級獨裁の會議制度を排し、労働議會の活動範圍を純然たる経済の領域に限定せんとした。而して問題は漸次労働議會から生産會議 (Produktionsrat) に發展するに至った。社會民主黨にとつては既に獲得された民主主義的自由を確保し、完成することが政治上の任務であり、民主主義の勝利が社會主義實現の前提を與へるものであるとされた。此事實は人民全権委員エーベルトの労働會における演説の一齣「獨逸國家を全國民の意思の法的根據に基いて建設することによつて獨逸共和國は益々健全となり、其社會化の目的を達成し得る。今や勝てる無産階級は決して階級支配を企圖してゐるのではない。古き階級支配を先づ政治的に、次いで経済的に克服し、人類全体の平等を樹立することこそ民主主義の偉大なる理想である」という演説において明白に表示されてゐる。他の諸点については相互に種々なる異論があつたけれども、此の民主主義の原則に関する限り社會民主黨は一致した所である。例へばコーエン・カリスヤの労働議會案、ウイツセルの計畫経済案、憲法草案第三十四條の等之等の社會民主黨の諸提案は悉く此立場から出発してゐるものと見て差支へない。

斯る立場から社會民主黨は一九一九年六月十八日次の如き決議をなした。

(一) 社會的利益を尊重するため政治的民主主義を排斥せざるこ

と。(二) 労働者利益代表のために労働者會議、生産者利益代表のために生産者會議を設立し、之等の會議を一の中央機關において統一すること。(三) 以上の諸會議は單に經濟機關としてのみならず國家社會的共通的精神を導入すべき政治的機能をも果さねばならぬこと。しかし之れは會議の立法権を意味するものではない。たのである。而して労働者保護のためには(一) 賃銀及労働條件に關する契約上の統制は原則として職業團體に委任すること。(二) 經營會議の設立に關しては經營團體は自己の利益を代表すると同時に經營組織内部においては職業團體の上級機關の一部を構成するといふ決議をなしたのである。

次に其具體的提案を見るに、社會民主黨の左翼の一部においては單に從來各國に設置せられてゐる如き議會制度を採用するを以つて満足せず、政治議會と並んで労働議會を創設せよといふ要求

があつたのである。其代表的なものはコーエンリカリスキの所謂生産會議 (Produktions rate) 及労働者會議 (Arbeiter rate) 案である。先づ生産會議案<sup>(註)</sup>について言へば、其れは生産の管理をなすために組織されたものであつて、此生産會議には労働者及資本家が同数の代表者を送り、労働代表が全く同等の關係において生産の管理に従事するのである。其組織としては各企業毎に各町村において地區生産會議 (Kreisproduktions rate) を作る。地區生産會議は各地區における其企業の管理となすと共に之等の委員中より地方生産會議 (Provinz-produktions rate) を選んで此企業の地方的生産の管理をなさしめ、更らに州生産會議 (Landproduktions rate) 聯邦生産會議 (Reichproduktions rate) を送出して夫々州及國全体に亘る其企業の管理をなさしむるものである。斯る生産會議は各企業別に縦に行はれるが、之と相並立して横の組織と見らるべき

ものがある。即各町村毎に其町村における各種の企業の生産會議から送出した委員を以つて町村労働者會議を作り、労働者會議は其町村における各種の生産について関與するのであり、同様に地方、州、聯邦についても夫々其區域において労働者會議を組織し其區域における各種の生産關係を定めるのである。而して國において此労働者會議が政治的議院と對立し、即労働院として労資の外に總ての利益を職能的に代表し、經濟問題、財政問題につき聯邦議會と全く同一の権限を有しつゝ、全國的生産の管理に當らうというのであるから之れは全く職能議會に外ならない。謂うまでもなく社會民主党は革命の当初から民主主義を維持するため會議制度を政治的機能ではなくして經濟的機能にのみ限定せんとした試みにおいて終始してゐる。<sup>(x)</sup> 憲法第三十四條補充に関する政府草案と謂ひ、コーエン・カリスキ案といひ皆そうである。こゝに獨

逸における會議思想の特質がある。此案は次に問題とする獨立社會黨の提案に比較するに兩者共に會議制度を採用したという点においては共通であるが、其生産會議、労働者會議においては労資兩者から同数の委員が送出され、對等の資格において生産の管理に従事するのであるが故に所謂獨立社會黨の提唱する如く無産階級獨裁による會議制度に非ざる点において兩者は根本的に相違するものである。

註一 Max, Cohen, Die Aufgaben Deutschlands und der Rätegedanke

(Revolutionärstreitfragen. 1919)

二 Julius Kautski, Die Unterbilanz des ersten Revolutionsjahres

(Sonnenhaft des "Frim", 1919)

三 Verfassung, Problem der Berufsständischen Vertretung. S. 123

四 Allgemeiner Kongress der Arbeiter = und Soldatäte

Deutschlands, stenographische Berichte, S. 2

五、生産會議の思想は経済的領域から政治的領域に移譲されて行つた、労働者會議の中にも又生産會議の思想を見る

(Herrfahrdt, a. a. o. S. 124) コーエンリカリスキの生産會議の階段的構成については Herrfahrdt, a. a. o. S. 121 ff

六、Herrfahrdt, a. a. o. S. 123.

### 第三款 獨立左派の會議思想

之れに及して獨立派（獨立社會民主黨及共產黨陣営内の <sup>ブラッス</sup> Brüssler <sup>ゲイヤー</sup> Geyer = Rosenfeld <sup>ローゼンフェルト</sup>）の提案は本質的にはソヴイエツト露西亞の會議獨裁（Rate-diktatur）から出發してゐる。ここにおいては會議 <sup>レーテ</sup> <sup>コングレス</sup> <sup>会議</sup> <sup>議會</sup>（Ratekongress）は國家権力の唯一の擔當者である。選挙に際して

ては企業家は除外され、會議制度は獨立派においては先づ労働者の利益を確認するための革命の機關として現れたのである。其れはマルクス及エンゲルスが第十九世紀後半期において述べたプロレタリア獨裁（Diktatur des Proletariats）の思想其者である。蓋しプロレタリア獨裁の要請は従来の國民代表議會の形式はプロレタリアの利益を確保すべき嚴格なる民主的構造に欠けてゐるといふ事實から出發してゐる。此間の事情については夙に Przeworski <sup>三</sup>「普通選挙法の結果は大部分の無産階級は政治的優越権を喪失するに至つた。國民を欺くために最も確實なる手段は普通選挙の導入であり、普通選挙は我々社會主義者が其を語る場合にのみ真理をり得るものである」と。我々はマルクス、エンゲルスにおいてもプロレタリアの利益に一致する國家形式に關し何等の表象をも発見し得ないものである。僅かに一八四七年の「共產黨宣言」は



其第二節においてプロレタリアによる政權の奪取、支配階級たるべきプロレタリアの高超、労働者革命における第一歩としての民主政の獲得の輪郭について謂つておるに過ぎない。マルクスにおいてにはプロレタリアが國民の無限の多数性から出発しておるといふ事実から出発してブルジョア國家におけるブルジョアによるプロレタリア抑圧状態を除去することにあつた。プロレタリアは社會主義を導入することによつてのみ階級差別を脱却し得る。民主政の完全なる形式は凡ゆる人間は完全な平等の資格において統治されると謂うことである。<sup>(天)</sup>

マルクス、エンゲルスにおけるプロレタリア獨裁の概念はボルシエヴィズム後期の思想と同じく、選挙法により所有階級を排斥することによつてプロレタリアの政治的権力を確保することにあつた。プロレタリア獨裁は何等民主政に對立するものでなく民主

政の形式其物であつて、議會政にのみ對立するものである。斯くて政治的に未経験なるプロレタリアート國家生活に直接に参加するといふことである。<sup>(セ)</sup>

獨立派においては以上の如きマルクス、エンゲルスの理論に基き露西亞におけると同じくプロレタリアの政治經濟における一切の政權の獲得手段として會議制度を提案したのである。第二回伯林會議評議會において獨立労働党は其態度を宣言して曰く「<sup>(ハ)</sup>獨立労働党の歴史的使命は會議制度の基礎に立ち、社會主義實現の前提として國民多数の代表者たるプロレタリアートの獨裁を希求するものである」と。併しボルシエヴィストは一般的に觀念される様な暴力手段による革命を否定し、議會によつて此目的を達成せんとしたのである。曰く「此目的達成のためには獨立民主黨は凡ゆる議會はいうに及ばず、政治的經濟的鬭争手段による無統制な

る暴力行為を排するものである」と。かくて露西亞の例に倣ひ、凡ゆる政治上經濟上の権力を労働者の委員会の手任せ、無産階級獨裁を行はんとしたものである。斯る立場から起草された *Stammig* ドイミツヒ 案によれば右の如き目的を達成せんがためこの委員会を予定してゐる。即一は政治機能を営む労働者會議 (*Arbeiterräte*) であり二は經濟作用を営む経営會議 (*Betriebräte*) である。両者は何れも露西亞におけるソヴイエット組織に倣ひ、階級的委員会制度を採用すべきものとされた。例へば各町村においては労働者、農民及被備者各千人に對し一名の割合を以つて労働者委員を送出するものである。即其選舉は *Kreisarbeiterräte* (地區労働者會議) から *Provinzialarbeiterräte* (地方労働者會議) を送出するのであり、同様にして *Länderarbeiterräte* (州労働者會議) *Zentralarbeiterräte* (中央労働者會議) を送出す。経営會議についても同様である。

コトエンリカリスキの案が企業者にも選舉権を與へてゐるに及して、之れはプロレタリア獨裁の理念に従ひ他人の労働力を採取することなく社会的に必要且有用な労働をなし、自己の労働によつて生計の資を得る者のみに選舉権を附與するものである。

次に共産党は一九一八年十二月十四日スパルタクス團によつて発表されし声明書の形式において次の提案を発表してゐる。(一) 各邦の廢止と統一的社會主義國家の建設、(二) 中央會議、地方會議の廢止に代るに労働者會議、兵士會議の設立、(三) 最高の立法及行政機關としての各労働者委員會による中央會議の設立、(四) 労働條件、生産統制、経営指導に關する機關としての経営會議の創設之れである。

其後第二回労働<sup>九</sup>兵委員會全國大會においてはコトエンリカリスキリブツヘルの労働議會案を採擇してしまつたのであるが、既に速

べを如く同じ左翼派の中においても社会民主党と独立派とは相対  
立し、會議思想其物も革命当初の如く一般の支持をもち得ること  
は出来なかつたので、労働議會案も七月の社会民主党大會におい  
て否決され、其結果實質的に政府草案たるジントツハイマー案が採  
用せられるに至つたのである。

以上第二回評議會の跡を尋ねることによつて左翼派の諸提案を  
概観するに、一應は會議思想が勝利を占めたものと謂ひ得るであ  
らう。其れは新しき社會的労働と經濟制度の上に構築された新經  
済思想であつたのであるから。かくて今や會議思想を憲法上規  
定せんとする運動は先づ一九一九年三月五日ザール地方鑛山労働  
者の声明となつて現れ、同じく三月末にはラインリウエストフエ  
リヤ鑛區においても鑛山聯盟及四つの鑛山労働者組合との間に起  
り、茲において憲法案第三十四條の追加を見るに至つた。該條項

においては大綱だけが掲げられ、個々の規定は可及的迅速に國民  
大會によつて決定さるべき特別法に譲られたのである。

新憲法案追加條項第三十四條においては政府は會議制度を労働  
者會議及地區經濟會議の観点から實現せんとしたものである。此  
追加條項第三十四條の後一九一九年八月十一日ワイマール憲  
法第六十五條となつた事は人の良く知る所である。

註一 *Tamm-Bogden, Berufständele, S. 152* 獨立派の提案について

は其他 *Verfassungsgeschichte, Problem der Berufständelehen*

*Verbreitung, S. 120* 以下参照

二 *Verfassungsgeschichte, a. a. O. S. 120.*

三 *Verfassungsgeschichte, a. a. O. S. 99-100*

四 *Etenda, S. 100. Prozeduren, Deutsches VT, S. 62, Vgl. Kueper*

Mühlberger, Proudhons Theorie des allgemeinen Wahlrecht

(Annalen des Deutschen Reichs 1891)

五 Proudhon Oeuvres, VII, S. 223. 一八四八年ブルードンは各階級所属員数によつて職能的に選出される議會を提案した (Oeuvres, VII, S. 43)。茲に我々は議會主義に對する社會主義者よりの反駁と一八四八年以來擡頭して來る新職能代表制思想の接觸点を見るのである。普通選挙は現實の國民の利益を歪めるものである (Hergfabrcht, a. a. o. S. 100)

六、民主政に関するマルクスの見解については Hergfabrcht, a. a. o. S. 101 参考。一八七一年の Pariser Kommune は斯る時代 (筆者註、ブルジョア國家の時代) において

は完全な階級對立の除去に至る迄はプロレタリアによる政治支配は存在すべしであるとなした Marx, der

Bürgerkrieg in Frankreich, Ausgabe der Aktionsbibliothek, 1919, S. 29 ff.

七、Hergfabrcht, a. a. o. S. 103

八、Klaiming des Ratesystem S 35 ff

九、第二回労働兵委員会全國大會に提案された會議制度案について R. Wiesel, für Räte Idee (Neuen Zeit, Nr. 9, 1919)

Ludwig Bendix, zum staatsrechtlichen Aufbau der Räteverwaltung, (Arbeiter-Rat, Nr. 15, 1919), derselbe, Bausteine der

Räteverwaltung, 1919, Rat heraus, Parlament und Räte,

1919, Kalunki, den Rätegedanke beim Neuaufbau

Deutschlands (Sozialistischen Monatsheften, 1919) Cohen,

Der Rätegedanke im ersten Revolutionsjahr (Sog. Monatq. 1919,  
S. 104-3 ff.) Blumwig, Der 2. Rätekongress, seine Gegner und  
seine Aufgaben (Arbeiterrat. 1919)

#### 第四款 右翼諸政党の會議思想

他方左翼諸政党に對立するものとしては右翼諸政党の提案がある。彼等にとっては會議制度は政治的には民主主義の敵對者であり、経済的には既存の一切の経済組織を破壊するものと考へられた。此右翼諸政党間にも二つの意見が行はれた。即第一は民主党及中央党によつて代表されるものであり、會議制度を以つて階級對立の緩和手段とせんとするものである。此点に關し民主党は(一) 社會政策及經濟政策の見地から聯邦労働會議を設立し、之れに特定の社會的經濟的立法事項を諮問すること。(二) 労働者をして職業組合を組織せしめ、職業組合は労働契約法、労働組合法、労働者保護、労働者教育制度に關する事項を司ることを提案した。第二は保守党によつて主張せられた提案であつて、經濟會議を以つて職能代表機關をらしめんとしたものである。

#### 第二節 計畫經濟

革命によつて産れた新獨逸政治型態問題を統つて以上論述した二つの思想型態即左翼の會議思想と右翼の職能代表思想が相對立して現れるに至つたのであるが、之等の思想に關聯しつゝ、純粹な經濟的社會的必要から計畫經濟に對する要請が昂まつて行つた。即革命直後、戰爭によつて著しく疲弊してゐた獨逸經濟狀態の恢復を圖るため、同時に労働者階級の要求であつた産業の社會化を實現するため無秩序なる經濟組織の代りに全産業を統制する公権力を有する中央機關を設置せんとしたる運動即ち之れである。之れ戰時計畫經濟を平時經濟へ延長せんとしたるものに外ならぬ。

然し斯る思想は既に大戰中戰時原料配給局の創設者であり、初

代の局長であつた

ワルター  
Walter Rathenau  
ラテナウ

によつて提唱せられた所であ

る。彼は大戰中原料管理分配に関する経験により生産力を最も有効に發揮せしむるためには全國內産業を計畫的に統制するの必要あるを痛感し、無秩序なる私經濟的經濟組織に代るに計畫經濟を提案したのである。ラテナウの計畫經濟案が官僚主義を排し、私有財産制維持の下に個人の創意を發揮せんとした矣において露西亞のそれと相異なるものがある。而して彼は自己責任感、共同精神、國民精神、犠牲的精神を以つて新經濟制度の指導觀念となしてゐる矣において注目せらるべきものがあり、特に其れは一面において露西亞に於けるが如き共產主義的經濟制度、他面自由放任主義の基礎に立つ個人主義的經濟制度を共に排し、共同体のために一切を犠牲に供せんとする道徳と責任の上に立つ新經濟制度である<sup>(一)</sup>。矣において彼の計畫經濟は特色を有するものである。彼は

謂ふ。「現代の社會的政治經濟制度を特徴付けるものは機械化であるが、凡ゆる社會的害悪は此の結果必然的に生ずる國權の分割、分業、階級の分化に基くものである。故に新經濟制度の下においては個々の經濟人を有機的に関連せしめ、其中において各經濟人は共同責任感を以つて活動し、國家の統制に服従せねばならぬ<sup>(三)</sup>。斯る立場から彼は新經濟制度につき次の四原則を掲げたのである。即ち(一)、人間労働の全収益は常に制限を受けねばならぬ。消費は經濟一般と同じく個人の事業に非ずして社會共同の事業である。凡ゆる消費は社會労働と社會収益とに依據すべきである。贅澤と浪費は共同体意志に支配され直接に眞の需要を充すために必要な場合にのみ許さねばならない。各人の財産と所得との調和は道徳と經濟との命令である。國家的において無制限な富を持ち得るものは國家其の者である。(三)、現代の富の源泉は最も

廣義において獨占、投機、相續である。併し新經濟制度において  
は之等獨占、投機、相續は除去せらるべきである。(四) 相續の制  
限、所得の調和によつて階級分化は除かれ無産階級の奴隸化は免  
れるであらう。斯る原則に即して凡ゆる産業は各部門毎に職業組  
合を組織し、極めて廣範な権限を國家から附與され、同時に國家  
に對して其收益中から社會目的の爲めに納税義務を負ふべきであ  
る。而して職業の性質上資本家と労働者から成る専門的職業團體  
に組織し難きものは地方別に團體を結成する。之等團體内部の指  
導は依然として資本家であるが最早之れは營利的觀念ではなくし  
て、社會的任務の立場から其指導権を行ふべきものとされた。か  
くして彼は中間取引者を排し、經營における合理的計畫經濟の樹  
立を計るにあつたのである。

同じくラテナウの顧問として戰時原料分配の協力者の一人であ

は <sup>メーレンドルフ</sup> Mylenderhof は一九一六年「獨逸共同經濟」(Deutsche Gemeinwirtschaft) 一と云ふパンフレットにおいて計畫經濟の思想を展開し、一九一  
七年ラテナウと協力して戰時原料分配調査に當つた時、偶々ビス  
マルクの普魯西國民經濟會議に關する法令から少からざる影響を  
受け、後に聯邦經濟大臣 <sup>ルドルフ・ウインセル</sup> Rudolf Wissel の下に次官として獨逸計畫經  
濟組織案の作成に當つたのである。

メーレンドルフは謂ふ。「聯合國の經濟封鎖は獨逸の原料輸入  
の途を完全に杜絶してしまつた。故に戰爭中の需要を長期に亘つ  
て確保するためには貯藏原料の節約を實行せねばならぬ。此所に  
計畫的共同經濟の必要が起つた」と、<sup>(三)</sup> 即共同經濟は戰爭と混亂の  
奇らした産物であつた。更らに彼は續けて謂ふ。「戰爭により人  
間は自ら責任感を持てる人格となり、計畫的基礎に立つて自己の  
中から新社會型態、新經濟制度を樹立すべき機會に到達したので

る。次いで彼は戦時経済の失敗を次の諸点に求めてゐる。獨逸に於いて行はれた實際を見るに結局全経済が官僚主義的経済統制の弊に墮し、没收、命令、罰則等を以て貫かれ、斯る戦時経済の官僚的軍事的國家統制と相俟つて實業家が急速な平和の解決を期待し、経済制度改革に反対したるがためである。かかる破壊された國民経済の復興には凡ゆる職業団体の経済組織への積極的參與と其組織内部における自治を確立することである。即ち人口稀薄な農業地帯にありては交通が發達せず、社會的構成要素は場所的接近によつて作られるが故に、斯かる團の政治的経済的活動に對する自然的基礎は各地方團體であるが、之に反し交通が發達し人口稠密な工業地帯にあつては社會構成上、職業的連帶關係が場所的接近よりもより強く作用して来る。これは企業家團體の中にも、又労働者團體、自由職業團體の中においても共通に認められる

現象である。こゝに彼は新経済制度の基礎を置いたのである。斯る見地から彼は左の如き具体的提案をなしてゐる。即一九一八年十一月に組織された産業上の傭主及使用人の團體を利用して、農業、商業については平等の原則に即して傭主及使用人の團體に分ち、職業によつて代表され得ない消費者は消費組合によつて代表せしめる。他方において斯る専門的職業團體（其数は十五乃至二十五）と並んで地域團體（其数は凡そ六〇）の設置を提案し、兩者の上に聯邦經濟會議を設置せんとしたのである。彼の新經濟制度は以上の考察からしても明らかに會議思想と職能代表思想に影響されてゐるの事態は窺はれるのであらう。

斯る計畫經濟思想に基き革命後現はれた多くの新經濟制度に関する提案中最も世の視聽を集め、比較的實現性に富んだ實行案と見られたのはメーレンドルフがウイッセルと共同して立案せる一九



一九年五月七日の聯邦經濟省案（所謂 *Wissel II Modell* 案）<sup>(四)</sup> である。之れによれば全産業に亘る統制網は地域的會議制度と専門的會議制度より組織されてゐる。即ち先づ各企業毎に經營會議（*Betriebsräte*）が選出され、次いで之れを各經濟區域毎に綜合する地區労働者會議（*Begleitende Arbeiterräte*）が組織される。何れも其範圍における利益代表機關である。他方之と並んで商業會議所、手工業會議所、農會等の既存の職業團體から選出される地區企業者會議（*Begleitende Unternehmerräte*）が組織される。而して地區労働者會議、地區企業者會議は勞資平等に代表者を送つて地區經濟會議（*Begleitende Wirtschaftsversammlungen*）を組織するものである。更に地區労働者會議は聯邦労働者會議（*Reichsarbeiterräte*）を、地區企業者會議は聯邦企業者會議（*Reichsunternehmerräte*）を選出する。之れ並んで各産業部門別にカテルを設け漸次上層組織に總括する會議制度が提案された。最

後の全經濟の中央機關として聯邦労働者會議、聯邦企業者會議の代表者、商人、消費者、經濟聯盟、學者から成る獨逸經濟會議の設立を提案した。

右の案が聯邦經濟省の草案として公表せられるや非常な注目を引き、其後継者シエミット・ヒルシエによつて採用せられたのであるが、結局之れは企業の自由を破壊するものとして、又社會化運動方面からは強制的組合化の結果原料生産及販賣上企業家の地位を強固にし、社會化經濟を危胎に導くものなりとして非難され、遂に彼等の所屬する社會民主黨大會においても猛烈な反對に遭ひ、聯邦内閣において否決せられるに至つた。ウイツセルはこの為經濟大臣の職を辭するに至つたのである。同時にこのについて計畫經濟をワイマル憲法に規定する試みも失はれて終つたのである。

かくてウイッセルメルンドルフ案は全面的に葬り去られて終つたのであるが、然し其思想系行は失はれた譯ではなく多くの影響を各方面に與へるに至つた。即ち當時政府の弁案及其協力に基いて纖維工業會議、貿易業會議、聯邦苛里會議、聯邦石炭會議が設立せられたのであるが之等の機關は何れもメルンドルフの意味の共同經濟團體思想の具体化せられたるものに外ならなかつた。

斯くの如くメルンドルフ案はラテナウと同様専門的に區分された經濟的自治團體の創設から出奔してゐるが、其組織は各職業の特殊性を考慮して各經濟部門の自治的發達の助長に意を注いたものであると思ふ。然も彼はラテナウと異り、計畫經濟による生産力の増進を企圖するのみならず、其中に社會的平等、企業社會化の思想を顯示してゐる。

彼の所謂計畫經濟案は國民共同体のために計畫的に且社會的に統制された經濟を意味するものであつて其れは労働条件の向上、労働時間短縮のためには生産力の増進さへも犠牲に供すべき場合あることを豫想し、社會的調和と共同利益確保のためには傭主及使用者代表を均等にし、生産、取引、消費の利益をして平等に共同經濟に参加せしめんとしたものである。かくの如く彼の經營會議の思想が經濟民主主義への第一歩を示すものであり、其の思想が戰時經濟から平時經濟への移行を比較的容易ならしめんとする實踐的要求から出奔したものであつたが、こゝには又尤の如き困難性が隠されて居ることも又觀過してはならない。第一に經營會議において労働組合と經營會議との間に必然的關聯を設け平等な全体利益と産業の特殊状態に應じて其れに相當した地位を與へることは労働組合組織における技術上の難問であり、第二に彼の共

同經濟にありては一方には資本主義的代表者、他方には社會主義的代表者が相對立し、經濟問題に関する論議が純粹な經濟的見地からではなく社會正義、階級的偏見から論議される傾向にあるといふ矣である。

先きに述べた如くウイツセル<sup>(五)</sup>は計畫經濟の實施を専門的な職業團體に移さんとした。それによれば自治體の代表権は企業家聯盟、労働組合の如き専門的組織によつて實現せられる。故に個々の労働者は間接にのみ代表せられ、直接の選挙権は經營會議及地區労働會議にのみ與へられてしまふのであつて生産に関しては労働者は直接の代表権を有しないものとなる。コリエンの案も同様職業指導の最下級機関としては地方生産會議を予想してゐるが、これも又經營生産會議によつて選出されるが故に間接選挙制度に立つものである。更らに彼の労働會議案 (Kreis II Provinz II Landrat II

*Parlament = Kammer der Arbeit* の五階層から成る間接選挙である)は既に論究した如く又政治議會と相並んで凡ゆる經濟階級の利益を確保し、共同經濟の最高指導権を有するものであつた。

最後にウイツセルの共同經濟とコリエンの労働會議案を比較考察すれば、両者の相違は共同經濟の中央的指導の性質の相違如何にある。即前者の聯邦經濟會議の活動は重大なる社會政策及經濟政策的法律案に関する諮問のみに限定されてゐるに反し、後者の労働會議は政治議會に相等しい権限を有する議會であるといふ矣である。

註

- I W. Rathenau. Die neue Wirtschaft. 1921. S. 277
- II W. Rathenau. Vom kommenden Ringen. 1924. S. 190f

III Miellendorff. Wirtschaftlich Selbstverwaltung. S. 3

IV Tomkowsky. Die Berufskörpers. S. 161f

V Herzfeldt. Problem der korporatistischen Vertretung. S. 126f

### 第三章 獨逸憲法の規定する聯邦經濟會議

以上において、我々は聯邦經濟會議が獨逸憲法に規定せられるに至る迄には如何なる諸思想の影響を受けたであらうかという事實を思想的に辿つて来たのである。次に問題とする所のワイマル憲法第百六十五條は左の如く規定する所がある。

即

- 一、労働者及使用人ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ相共同シテ賃銀及労働條件ノ規律並ニ生産力ノ全經濟的發達ニ協力スルモノトス。双方ノ組織及協定ハ之ヲ承認ス。
- 二、労働者及使用人ハ其社會的及經濟的利益ヲ防護スルタメ經濟労働者會議並ニ經濟的區域ニ從ツテ分タル地方労働者會議及獨逸労働者會議ヲ以テ其代表者トス。

三、地方労働者會議及獨逸労働者會議ハ企業者及其他關係アル  
 範圍ノ代表者ト合同シテ、全經濟的任務ヲ遂行シ社會化法  
 律ノ執行ニ協力スルタメ地方經濟會議及獨逸經濟會議ヲ組  
 織ス。地方經濟會議及獨逸經濟會議ノ構成ハ總テノ重要ナ  
 ル職業團體カ其經濟上及社會上ノ重要ニ應ジテ其所ニ代表  
 セラルルモノトナスコトヲ要ス。

四、基本的意味ヲ有スル社會政策的及經濟政策的法律案ニ就イ  
 テハ聯邦政府ハ其提出前、獨逸經濟會議ニ諮問スルコトヲ  
 要ス。獨逸經濟會議ハ自ラ此種ノ法律案ヲ提案スルノ權利  
 ヲ有ス。聯邦政府ハ之レニ同意セサル場合ニ於イテモ仍自  
 己ノ意見ヲ添ヘテ之ヲ聯邦議會ニ提出スルコトヲ要ス。獨  
 逸經濟會議ハ其議員ノ一人ヲ聯邦議會ニ派遣シテ其提案ヲ  
 代表セシムルコトヲ得。

五、労働者會議及經濟會議ニハ其指定区域内ニ於イテ監督及行  
 政ノ權限ヲ附與スルコトヲ得。

労働者會議及經濟會議ノ構成及職務並ニ他ノ社會的自治團  
 體ニ對スル其關係ヲ定ムルハ專ラ聯邦ノ立法事項ニ屬ス。

本條項はマンローも謂うが如く、ワイマール憲法中最長の條文  
 として興味がある許りではなく、新獨逸憲法の一つの特色である。  
 國民の經濟生活に關する規定中最も重要なる規定の一つである。  
 其の最も重要なるは謂うまでもなく經濟的諸勢力を代表する公  
 の機關を作り、社會的經濟的關係の規律に参加せしめた点にある。  
 此点は大戦前の各國憲法には曾って觀なかつた所で、其後ユーゴ  
 ーラヴィア（一九二一年の憲法第四十四條、一九三一年新憲法第  
 二十四條）、波蘭（一九二一年の憲法第六十八條）、ダンチヒ（  
 一九二〇年の憲法第四十六條及第百十五條）が其憲法中に社會的

56  
經濟的立法に就いて經濟會議若くは各種の職業團體を組織して之  
れに参加せしめる旨を規定してゐる事實は此獨逸憲法の影響であ  
ると解し得られる。

本條項はウィッセルリンドルフ案の地域會議制度案と相  
通するものがあり、勞働代表として經營勞働者會議、地方勞働者  
會議、聯邦勞働者會議の設置を豫想してゐる。更らに地方勞働者  
會議は其地區における商業會議所の如き企業家代表と共に地區經  
濟會議を組織し、此両者の平等比率から勞資代表共に國家經濟生  
活に参加し得るのであり、憲法は國民の凡ゆる經濟領域の利益代  
表を認めてゐる。然るにウィッセルリンドルフ會議制度案  
の専門的職業團體に関する部分は憲法に採用されなかつた。何故  
なれば専門的職業團體を實行者とする共同經濟は否定されたため  
である。即追加條項第三十四條における全經濟的問題の支配は否

定されらるに至つた。

然らば憲法第六十五條に規定された聯邦經濟會議において以  
上論述し來つた諸思想が如何なる程度にまで採用されてゐるであ  
らうか。聯邦經濟會議には凡ゆる重要を職業的集團が包括され  
其代表は数的比例のみならず、社會的經濟的重要性に應じて割當  
てられてゐるのであるが故に其構成においては明らかに職能代表  
の思想に基くものであると解し得る。然し其權限においては政治  
議會と對立し、第二院として立法に參與するやうな職能議會たる  
ことは意識的に拒否されて居る。即經濟會議は個々の職業集團の  
經濟的利益から生ずる希望を聴くのみであつて國民意思の代表機  
関ではなかつたのである。

起草者 *Singhewiner* <sup>ジンツェンハイム</sup> も斯る職能議會が國家生活において經濟的利  
益と無關係なものにまで関與することの適當ならざる所以を述べ

國家生活の政治的發展を唯物化し、立法機關を複雑化するの危険を擧げてゐる。即獨逸經濟會議の立法への參與は社會政策上、經濟政策上重要なる諮問に制限されて居り、政府は必ず其意見を聽かねばならぬが尙之れに従う義務を負はず、議會は其決議に何等拘束されるものでなかつた。従つて之れは嚴格な意義において經濟議會とは指稱し得ないものである。かく獨逸經濟會議が決議機關に非ずして諮問機關たる点はヒスマルクの普魯西國民經濟會議と相似するものがある。併し後者が政府に從屬する純然たる諮問機關であるに反し、前者は政府、議會に對して獨自の地位を與へられた機關であり、法律案を提案するの權利を有する点において相異なるのである。此点において獨逸經濟會議は世界最初の經濟議會とも謂ひ得られるであらう。

革命と會議思想がなかつたなら獨逸經濟會議は憲法に現はれなかつたと思はれる。會議思想が憲法上二つの會議に具體化されてゐる。一は労働者會議であり、二は經濟會議である。前者は労働階級の社會的經濟的利益を代表する階級機關であつて、各經營部門内において労働者の生産過程への参加を保證するものである。即經營労働者會議、地方労働者會議、獨逸労働者會議之れである。何れも各労働者及使用人の利益代表機關である。其中經營労働者會議が一九二〇年二月四日の經營會議法（三）により設立せられたのであるが、後二者は實現を見なかつたやうである。之れに反し經濟會議は全經濟的任務を執行すべきものであつて、労働者會議は階級機關であるに反し、經濟會議は經濟生活を指導する總體機關なのである。即經濟會議には地方經濟會議及獨逸經濟會議の二が規定されて居る。

斯かる二種の會議を制定するに至つた理由に就いてはジンツハイ

六〇  
マは國民議會における報告者として一九一九年七月二十一日の本會議において大要次の如く説明して居る。經濟生活においては對立と協同とが存する。對立とは勞資間の對立である。而して資本家的利益は商業會議所其他において其公的代表機關をもつのであるから勞働者側においても總ての勞働者及使用人を包括して之れを代表する特別の公の利益代表機關を作る必要がある。此代表機關の目的は勞働階級の利益擁護、勞働階級の經濟的諸勢力を増進し、實現するにある。之れ勞働者會議である。併し經濟生活には單に對立が存するのみではない。其所に於て又協同が存するのである。此協同は雇傭者及被傭人が生産に就いて有する共同利益を基礎として設立される經濟會議に具現されてゐる。經濟會議の使命は雇傭者及被傭人の兩者に歸する生産義務を實現するにあり、生産上の風ゆる利益を確保する機關である点にある。此説明に

よつても明らかであるやうに勞働者に對しても共同決定権を認めたとする事實である。之れによつても企業の支配が *Herrschaft* ハントシェフツ も適切にも指摘するやうに專制君主制から立憲君主制に移行したものであると解し得られるのである。(ハニ)

而して會議の組織としては勞資の平等を前提とする一種のソヴィエット組織が採用せられたのである。露西亞流の會議制度が敵對的階級鬭争組織であるに反し、獨逸における此制度は協調的階級鬭争組織 (*Organisation des gemeinschafts verbände Klassenkampf*) と謂ひ得るのである。(ハニ)

以上は憲法上に現れた會議制度の輪廓であるが、之れが實施に於いては別に法令を設けて各種の會議に就いて其組織、権限、選舉規則、議事手續等につき詳細に規定する必要がある。併し其後全國に行はるべき法律としては右の中經營會議法(一九二〇年二



月四日) 及假聯邦經濟會議法(一九二〇年五月四日)が制定せられ、實施されたに過ぎなかつた。但しブレームン市は一九二一年七月十七日労働會議所法を制定してゐるが、此労働會議所は地方労働者會議に相當するものであつた。計畫經濟体系は僅かに地方的會議制度において憲法上の規定として採用されたのであつたが全体的には何等直接の影響を見なかつたのである。最後に會議思想の根本目的の一つである労働者による政權獲得については憲法第六十五條は否定した所である。憲法上の規定に現れた會議思想の特質は經營會議、地方労働者會議、聯邦労働者會議選出に關する法律的條項あるのみであつて、そこにおいては労働者の生産機關への積極的参加は無視され、單に産業の社會化に對する一般労働者の希望は僅かに承認されてゐるに過ぎなかつた。かくの如く革命によつて露西亞から移入された會議思想は左右

兩翼諸政黨の妥協の產物としてワイマール憲法第六十五條に規定<sup>(1)</sup> (Tarnheyden の所謂 *Veranerkennung der Räte in der Verfassung*) されるに至つた。革命時代における會議思想には自ら著しき混乱があり、其提案の中にも多種多様な内容<sup>(2)</sup>が盛られており、露西亞におけると同じ發展を遂げたものではなかつた。ワイマール憲法に鑄着した會議制度は欺瞞的讓歩によつて會議制度の本質を抜き去つたものだとも謂はれてゐる。

最後に獨逸會議思想を露西亞會議思想と比較考察するに、<sup>(1)</sup> 露西亞においては會議思想はプロレタリアート救済の理念によつて把握され、プロレタリアートによる一切の政治的經濟的國家權力の獲得、從來の社會秩序の破壊、搾取階級抑圧の手段として發展して行つたのに反し、獨逸においては勞資協調の原則に則しつゝ労働者の意思は前景に現れ、彼等は直接經濟的、國家生活の指

導に参加するものである。(三)露西亞においてはプロレタリアトによる會議獨裁が實現せられ、會議制度から一切の非プロレタリアートが除外せられ、獨逸においては斯る主張が極く少数派によつて要請されに過ぎない。即後者にありては選舉行政のピラミットの構造により凡ゆる國民の産業への協力は確保されたのである。(三)獨逸においては露西亞のプロレタリアの會議思想、唯一の國家型態としての絶對的會議獨裁に對し、職能的會議思想を實現せんとする点に彼我の本質的相違が存するのである。會議思想を繞つて獨逸において困難なる憲法的政治的問題が提起される所以實に此点にある。

註一、Munro. *The Government of Europe.* 1925. S. 642

二、一九二〇年假聯邦經濟會議の席上總理大臣 *Fehrenbach* の演説の一節

三、*Betriebsratsgesetz* は其後數回の改正を見、又數多の關係法規を出してゐる。

四、*Hatachek. Deutsches und Preussisches Staatsrecht.*

*Id. I. 1922. S. 131* *Singheiner. in Verp. Prot. S. 394.*

五、*Hatachek. a. a. O. S. 132*

六、*Hatachek. a. a. O. S. 130*

七、蓋商工業者の利益代表機關として商工業會議所がある如く労働者にも亦其利益代表機關として労働會議所がなけれはならぬという事は當然起るべき要求であつて既に佛蘭西、和蘭、伊太利、白耳義、瑞西の一部は約二十年乃

至三十年以前より此種の機関 (Conseil du Travail. Kam-  
mers von Arbeit, Camere del Lavoro) が設けられ  
て居たのである。獨逸においても當然斯る要求が起つて  
來た。偶々新憲法第六十五條によつて規定されたレーテ。  
システム中の労働者會議は即この労働會議所に相當する  
ものであるが其後独逸において尚之が實施に必要なる  
特別法が制定せられぬ間にブレーメン市は一九二一年七  
月十七日を以て市自らの立法権により先じて労働會議所  
法を制定したのである。此規定に依れば労働會議所はブ  
レーメン市における労働者の経済的文化的利益増進を目  
的とするものである。其内部は労働者及使用人の二部  
に分れてゐるが全体を通じて廿名の議員より成立す。議員  
はブレーメン市における労働者及使用人の選出に係るも

のにして、選挙は比例、普通選挙にして、選挙資格は満  
十八歳以上、被選挙資格は二十四歳以上の者之れを有す。  
労働組合代表者は彼等自身としては假令労働者でない場  
合においても議員として選出されるに妨げはないが、但  
議員總数の中少くとも二十名は眞の労働者たることを要  
す。之れを見るにブレーメン市労働會議所法においては  
會議所の組織、選挙資格、選挙手續其他について經營會  
議法の規定と一致を保たんとする立法者の意思が明らか  
に看取される。又ブレーメン市労働會議所は佛、白等の  
其れと異なる重要なる点は後者は勞資同数の代表者から  
組織されてゐるに及し、前者は労働代表からのみ組織さ  
れてゐるといふ事實である。

Veranberung der Räte in der Verfassung については

Tamhegden. Berufstände. S. 152-160. Hatacke. a. a. o. S. 125

九. 獨逸會議思想の代表者としては Kallioqui Der Rätegedanke

beim Neuaufbau Deutschlands. Koenig. Die Wirksamkeit

des 1. Revolutionsjahres 1919. Wiesel. Zur Räteidee in

der „neuen Zeit“ 1919. Koenig. Praktischer Wirtschafts

politik. 1920. Cohen. Der Aufbau Deutschlands und

der Rätegedanke. Arbeiter = u. Soldatenrat (Hdsh. d.

Politik. II. 3 Aufl.). Deutscher Aufbau und die Kammer

der Arbeit (Soy. Paris. 1919. S. 154). A. Frasers.

Räte. Selbstorganisation und Reichsverfassung. 1919.

W. Verhagen. Parlament und Selbstständigenkammer in

den Annalen für Soziale Politik u. Gesetzgebung. 1919.

Vol. 6. S. 440 ff

のにして、選挙は比例、普通選挙にして、選挙資格は満十八歳以上、被選挙資格は二十四歳以上の者之れを有す、労働組合代表者は彼等自身としては假令労働者でない場合においても議員として選出されるに妨げはないが、但議員総数の中少くとも二十名は眞の労働者たることを要す。之れを見るにブレイメン市労働會議所法においては會議所の組織、選挙資格、選挙手續其他について經營會議法の規定と一致を保たんとする立法者の意思が明らかに看取される。又ブレイメン市労働會議所は佛、白等の其れと異なる重要な点は後者は労働同数の代表者から組織されてゐるに反し、前者は労働代表からのみ組織されてゐるといふ事實である。

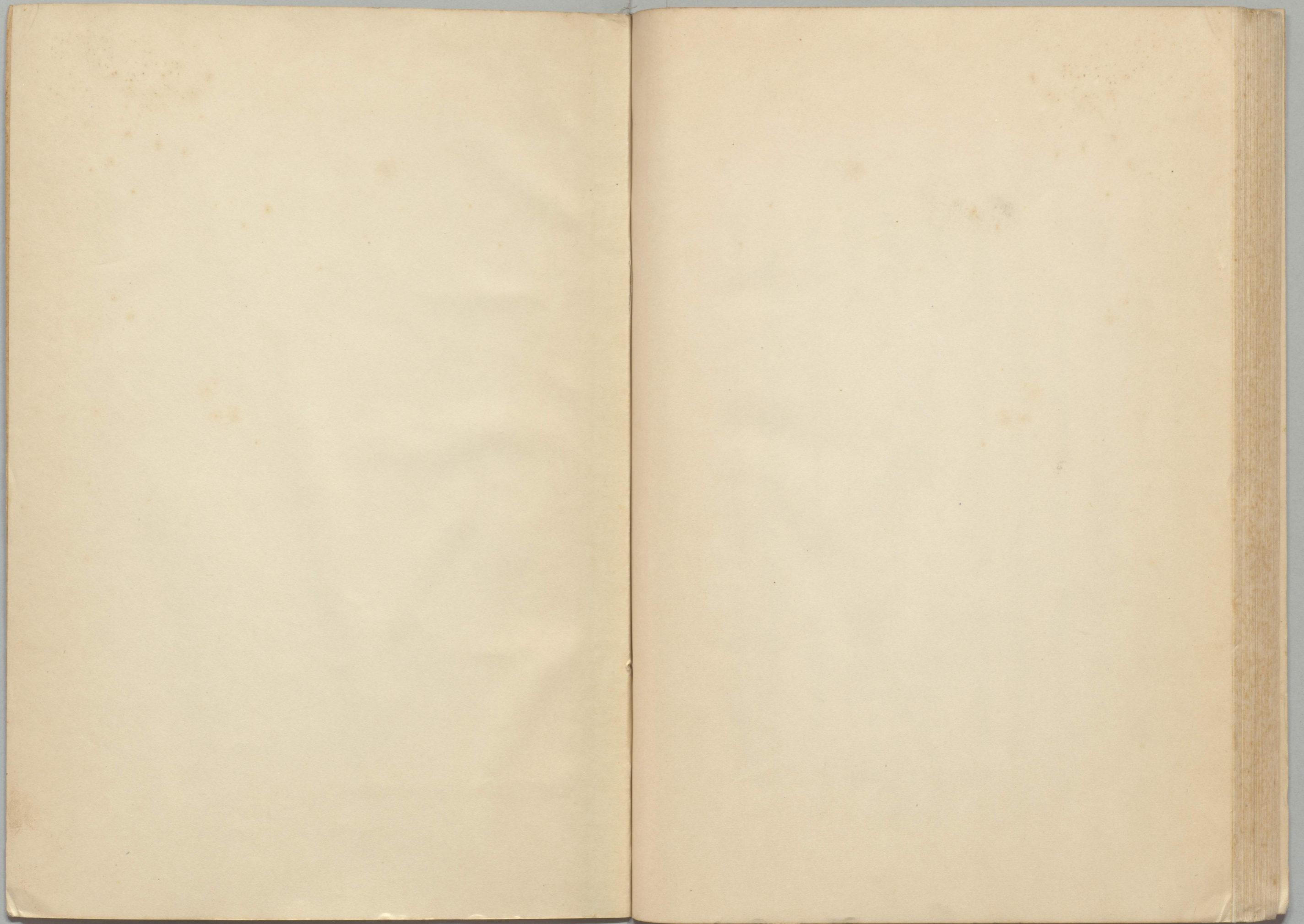
八. Verankerung der Räte in der Verfassung. については

Tamheger. Beaufstände. S. 152-160. Hatake. a. a. o. S. 125  
 九. 獨逸會議思想の代表者としてハ カルキ Der Rätegedanke  
 beim Neuaufbau Deutschlands. Kesselbe. Die Wirksamkeit  
 des 1. Revolutionsjahres 1919. Wissel. Zur Räteidee in  
 der "neuen Zeit" 1919. Kesselbe. Praktischen Wirtschafts  
 politik. 1920. Cohen. Der Aufbau Deutschlands und  
 der Rätegedanke. Arbeiter = u. Salomonstern (Habd. d.  
 Politik. II 3 Aufl.). Deutsch. der Aufbau und die Kammer  
 der Arbeit (Soy. Paris. 1919. S. 154). A. Fritlers.  
 Räte. Selbstorganisation und Reichsverfassung. 1919.  
 W. Verhofen. Parlament und Selbstständigenkammer in  
 den Annalen für Soziale Politik u. Gesetzgebung. 1919.  
 Bd 6. S. 440 ff

一〇. 獨、露會議思想の比較については  
 Hauptstadt, problem der konföderation Vertrag, S 133-135

附記

獨逸憲法の規定する聯邦經濟會議(假聯邦經濟會議及正式  
 聯邦經濟會議の組織 權限については稿を改めて論述する。



甲

群馬県立図書館



0706483-5